

# 大分県豚熱防疫ガイドライン

令和6年4月1日 策定

大分県農林水産部畜産振興課

( URL : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/15450/tokuteikatiku.html> )

## 目 次

### 目的及び異常豚発見の通報から初動防疫措置開始までの時系列

1	目的	1
2	豚熱とは	1
3	異常豚の通報から初動防疫措置開始までの時系列	3
	【留1】ポイントとなる時刻について（初発の場合）	

### 発生時に備えた事前の準備

1	初動防疫事前計画書の作成	4
2	現地確認及び情報共有	4
3	連絡体制の確認	4

### 異常豚等の発見から抗原検査判定までの対応

1	豚等の所有者等から届出等を受けたときの対応	5
	（1）家畜防疫員の派遣	
	【留2】死亡の理由が豚熱またはアフリカ豚熱以外の事情によることが 明らかな場合の指導事項	
	（2）家保及び家畜防疫員の措置	
2	立入検査	9
	（1）立入準備	
	（2）出動	
	【留3】家畜防疫員が現地に携行する用具について	
	（3）立入検査	
	【留4】抗原検査に供する検体の採材	
	（4）検査材料の持出し、搬送	
	（5）当該農場への緊急防疫措置	
	（6）当該農場についての疫学調査	
3	家保から関係機関への連絡	12
	（1）連絡の時点	
	（2）連絡の手順	
	【留5】家保から関係機関への連絡について	
4	陽性判定時に備えた準備	14
	（1）当該農場における畜舎等の配置の把握	
	（2）周辺農場における豚等の飼養状況の整理	
	（3）初動防疫事前計画書に沿った豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員 及び資材の確保	
	（4）患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保	
	（5）消毒ポイントの設置場所の選定	
	（6）当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡	
5	大分家保病性鑑定部等による病性鑑定	15

<b>6 動物衛生部門による精密検査</b>	<b>18</b>
( 1 ) 当該農場における畜舎等の配置の把握	
( 2 ) 周辺農場における豚等の飼養状況の整理	
( 3 ) 初動防疫事前計画書に沿った豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員	
<b>7 大分家保病性鑑定部等による病性鑑定で陽性となった場合の作業</b>	<b>18</b>
( 1 ) 疑われる事例の情報共有	
( 2 ) 移動制限及び搬出制限予定区域の設定	
( 3 ) 制限区域消毒ポイントの設置準備	

#### 患畜又は疑似患畜決定までの作業

<b>1 連絡体制</b>	<b>19</b>
( 1 ) 関係市町村への連絡	
( 2 ) 制限予定区域内の豚等飼養者への連絡	
<b>2 県総合対策本部の設置、本部会議・幹事会の開催</b>	<b>19</b>
<b>3 報道機関への公表</b>	<b>19</b>
<b>4 初動防疫作業準備</b>	<b>19</b>
( 1 ) 各作業場の現地調査	
( 2 ) 初動防疫計画書の作成と初動防疫作業準備	
【留 9】初動防疫計画について	
( 3 ) 動員者の確保準備	
【留 10】防疫作業従事者の選定について	
【留 11】班編成等について	
( 4 ) 必要資材・機材調達準備	
【留 12】防疫資材・機材の輸送車両について	
( 5 ) 集会場及びクリーンゾーンの設営	
<b>5 動物衛生部門による精密検査陽性判定時に備えた準備に関する報告</b>	<b>27</b>
<b>6 発生の原因究明に係る検体の採材</b>	<b>27</b>
【留 13】発生の原因究明に係る検体の種類及び検体数	
<b>7 患畜又は疑似患畜の決定</b>	<b>28</b>
【留 14】豚熱の患畜及び疑似患畜とは	
【留 15】ワクチン株が確認された豚等の病性鑑定について	

#### 患畜又は疑似患畜決定後の作業

<b>1 関係者への連絡</b>	<b>30</b>
<b>2 県総合対策本部・幹事会及び県総合対策本部会議の開催</b>	<b>30</b>
<b>3 初動防疫作業開始</b>	<b>30</b>
<b>4 と殺指示</b>	<b>30</b>
【留 16】飼養者の管理履歴や豚等の移動履歴により患畜・疑似患畜が確認された場合の対応方針	
<b>5 報道機関への公表</b>	<b>31</b>

<b>6</b>	<b>発生農場の周辺農場への情報提供</b>	<b>31</b>
<b>7</b>	<b>通行の遮断</b>	<b>32</b>
<b>8</b>	<b>制限区域の決定</b>	<b>32</b>
	（ 1 ） 移動制限区域及び搬出制限区域の決定	
	（ 2 ） 制限区域内豚等飼養農場等への連絡及び周知	
	（ 3 ） 制限区域内の豚等所有者等への指導	
	【留 17】 制限区域内における指導事項	
	（ 4 ） 制限の対象	
	（ 5 ） 家畜集合施設の開催等の制限等	
<b>9</b>	<b>発生の原因究明</b>	<b>35</b>
	<b>各作業場での防疫作業</b>	
<b>1</b>	<b>各作業者について</b>	<b>36</b>
	（ 1 ） 動員者の考え方	
	（ 2 ） 現地対策本部長の役割	
	（ 3 ） 現地防疫対策部長の役割	
	（ 4 ） 現地派遣チームの役割	
	（ 5 ） B - S A T の役割	
<b>2</b>	<b>現地派遣チームの作業</b>	<b>38</b>
	（ 1 ） 組織体制	
	（ 2 ） 事務分掌	
<b>3</b>	<b>集会場内の作業</b>	<b>39</b>
	（ 1 ） 組織体制	
	（ 2 ） 事務分掌	
	（ 3 ） 集会場内の作業（防疫作業支援者の受入れ、防疫作業従事者の受入前）	
	（ 4 ） 集会場内の作業（防疫作業従事者の受入後）	
	（ 5 ） 集会場内の作業（防疫作業終了後）	
	【留 19】 防疫作業従事者への作業後の注意事項について	
	（ 6 ） 情報収集並びに現地対策本部及び県防疫対策部への報告事項	
	【留 20】 県総合対策本部、現地総合対策本部、各作業場間の情報共有について	
<b>4</b>	<b>クリーンゾーン内の作業</b>	<b>44</b>
	（ 1 ） 組織体制	
	【留 21】 クリーンゾーンの組織体制等について	
	（ 2 ） 事務分掌	
	（ 3 ） クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の受入前）	
	（ 4 ） クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の受入後）	
	（ 5 ） クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の休憩時、防疫作業終了後）	

( 6 ) 集会場への報告事項	
<b>5 ホットゾーン(発生農場)内の作業</b>	<b>49</b>
( 1 ) 組織体制	
( 2 ) 事務分掌	
【留 22】汚染物品の範囲について	
( 3 ) ホットゾーン(発生農場)内の作業	
【留 23】発生農場における防疫措置の実施に関する事項	
【留 24】防疫作業従事者の作業時間の管理について	
【留 25】と殺の際の注意点について	
【留 26】死体の処理	
【留 27】汚染物品の処理	
【留 28】汚染物品の処理の完了について	
<b>6 ホットゾーン(埋却地)内の作業</b>	<b>59</b>
( 1 ) 組織体制	
( 2 ) 事務分掌	
( 3 ) 埋却地の防疫作業	
( 4 ) 防疫作業従事者の作業時間の管理	
( 5 ) 報告事項	
【留 29】埋却地が発生農場から離れた場所にある場合の対応について	
<b>7 ホットゾーン内の負傷者等に対する対応について</b>	<b>62</b>
( 1 ) 連絡体制	
( 2 ) 負傷者等の処置	
( 3 ) 防護服が破損した場合の対応	
<b>8 消毒ポイントに係る作業</b>	<b>64</b>
( 1 ) 制限区域に係る消毒ポイントの設置について	
( 2 ) 緊急消毒ポイント	
( 3 ) 運送業者等への協力要請	
( 4 ) 対象とする車両	
<b>9 疫学調査</b>	<b>67</b>
( 1 ) 調査の実施方法	
( 2 ) 疫学関連家畜	
( 3 ) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置	
( 4 ) 移動制限の対象外	
【留 30】疫学調査に関する事項	
<b>10 畜舎の消毒作業</b>	<b>69</b>
【留 31】と畜場における発生時の防疫措置について	
<b>11 畜舎等における殺鼠剤等の散布</b>	<b>69</b>
<b>制限区域内の周辺農場の検査</b>	
<b>1 発生状況確認検査</b>	<b>70</b>

( 1 ) 臨床検査	
( 2 ) 血液検査、抗原検査及び血清抗体検査	
【留 32】発生状況確認検査の実施を省略できる場合	
2 清浄性確認検査	70
【留 33】清浄性確認検査の実施日について	
3 検査従事者の遵守事項	71
4 作業の流れ	71
5 野生いのししにおける感染確認検査	72
【留 34】制限区域の解除	
移動及び搬出制限の対象外	
1 制限の対象外の申請について	73
2 移動・搬出制限の対象外の概要	73
3 制限対象外措置適用後の遵守事項	73
豚等の再導入	
1 家畜防疫員による農場立入	75
2 モニター豚の導入及び検査	75
3 家畜防疫員の指導事項等	75
【留 35】モニター豚検査で陽性となった場合の対応	
4 豚等の再導入に係る環境検査（ワクチン接種区域内の農場に限る）	76
発生農場の手当金及び出荷制限等に係る農場の損失補償について	
1 発生農場の手当金について	78
( 1 ) 交付対象	
( 2 ) 必要な書類等	
2 出荷制限等に係る農場の損失補償について	78
( 1 ) 助成対象	
( 2 ) 必要な書類等	
3 農家への支援等	79
野生いのししにおける防疫対応	
1 制限（予定）区域	80
2 発生状況確認検査及び清浄性確認検査	80

#### その他資料について

大分県庁ホームページに随時掲載しています。

URL： <http://www.pref.oita.jp/soshiki/15450/tokuteikatiku.html>

## 本ガイドラインで用いられる用語の解説

### 豚熱（CSF：Classical Swine Fever）

- ・豚やいのししが感染する病気であり、強い伝染力と高い致死率が特徴
- ・感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する
- ・治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、発生時には原則、飼養豚等はすべてと殺処分となる
- ・ワクチンにより発生リスクを低減させることが可能であるが、ワクチン接種には農林水産省によるワクチン接種地域への指定と知事による接種命令が必要。
- ・アフリカ豚熱（ASF）とは、全く別の病気。

### アフリカ豚熱（ASF：African Swine Fever）

- ・豚やいのししが感染する病気であり、強い伝染力と高い致死率が特徴
- ・ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大する
- ・治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、発生時には原則、飼養豚等はすべてと殺処分となる
- ・有効なワクチンはない
- ・豚熱（CSF）とは、全く別の病気。

### 豚等

豚、いのしし（飼養されているものに限る）

### 患畜

豚熱（以下「本病」という。）のウイルスに感染したことが判明した豚等。

### 疑似患畜

患畜が確認された農場で飼養されている豚等。

遺伝子検査により本病ウイルスの疑いが高いウイルスが検出された豚等

患畜となった豚等及びその飼養者等と接触し、豚熱のウイルスに感染した可能性のある豚等。

### 疑われる事例

大分家保病性鑑定部における豚熱の検査で陽性となり、農研機構動物衛生部門による精密検査の結果を待っている状態。精密検査の結果が出るまでの間に、迅速な初動防疫措置のための準備を行う。

### 家畜防疫員

獣医師等の県職員で、県知事が任命した者。主に、農林水産部の獣医師や一部の畜産職員が該当する。

### **現地派遣チーム**

県内で、豚熱が発生した場合、県防疫対策部長の指示により速やかに集会場に派遣され、現地情報の収集、各本部との情報共有、不足資材・機材の発注要請、動員者の労働時間管理、輸送の運営管理等を行い、迅速な初動防疫を実施する。

### **B - S A T ( Boueki taisaku-Special Assistant Team )**

家畜伝染病防疫対策チームの略称。口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合、初動防疫措置を指揮する。

### **クリーンゾーン**

発生農場や埋却地に隣接する場所に設置される作業場のこと。主に、防疫作業従事者への防護具の着脱や休憩場所となる。また、発生農場や埋却地で使用する防疫資材・機材の供給場所にもなる。

### **ホットゾーン**

発生農場や埋却地の敷地内のこと。豚熱の発生時には、ウイルスがホットゾーンから拡散しないように防疫措置を行う。

### **移動制限区域**

発生農場を中心に原則として、豚熱では半径 3 km に設定される区域。

この区域では、生きた豚等、精液、死体、敷料、飼料、排せつ物等の移動が禁止される。

### **搬出制限区域**

発生農場を中心に原則として、豚熱では半径 10km 以内の移動制限区域に外接する区域に設定される区域。

この区域では、生きた豚等、精液、死体、敷料、飼料、排せつ物等の区域外へ搬出が禁止される。

### **防疫作業支援者**

主に、集会場及びクリーンゾーンで作業を行う動員者のこと。集会場等の設営、運営及び撤収、防疫作業従事者の受入等を行う。

### **防疫作業従事者**

主に、ホットゾーンで初動防疫作業を行う動員者のこと。豚等の殺処分補助、処分畜の搬出及び埋却、農場消毒等を行う。



# 目的及び異常豚等発見の通報から初動防疫措置開始までの時系列

## 1 目的

本ガイドラインは、国が公表した「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表。令和4年12月23日一部変更。以下「国指針」という。）に則り、迅速かつ確かな初動防疫作業により豚熱（以下「本病」という。）の撲滅を図るとともに、十分なまん延防止策が講じられるよう、その手順等を定めるものである。

なお、本ガイドラインで集会場、クリーズーン、ホットゾーン等各作業場の組織体制、事務分掌、作業内容の一例を示すが、各作業場の大きさや設備、各作業場間の距離、農場での飼養状況や作業可能スペースに応じて、当該家保と当該振興局で相談の上、変更して構わない。

また、アフリカ豚熱の発生においても本ガイドラインに準じて防疫措置を行う。

## 2 豚熱とは

- (1) 豚熱は、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- (2) 我が国においては、かつて、豚熱は全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年4月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年4月1日に国際獣疫事務局（以下「WOAH」という。）の規約に定める豚熱清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の認定を受けた。
- (3) 平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年10月に国指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。さらに、令和2年9月以降、群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、兵庫県といったワクチン接種県の飼養豚においても発生が確認された。また、令和5年8月には佐賀県において感染が確認されたことから、本県を含む九州8県において、同年9月より予防的ワクチンの接種を開始した。
- (4) 野生いのししにおける感染拡大については、「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ」（令和元年8月8日農林水産省拡大豚コレラ疫学調査チーム）において、農場へのウイルスの侵入に野生いのししが大きく関与していることが示唆されており、その対応が最重要課題の一つとなっている。このため、行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体が連携して、野生いのししの個体数の削減、

経口ワクチンの散布等の野生いのしし対策を強力に推進し、豚等への感染リスクを低減させる必要がある。

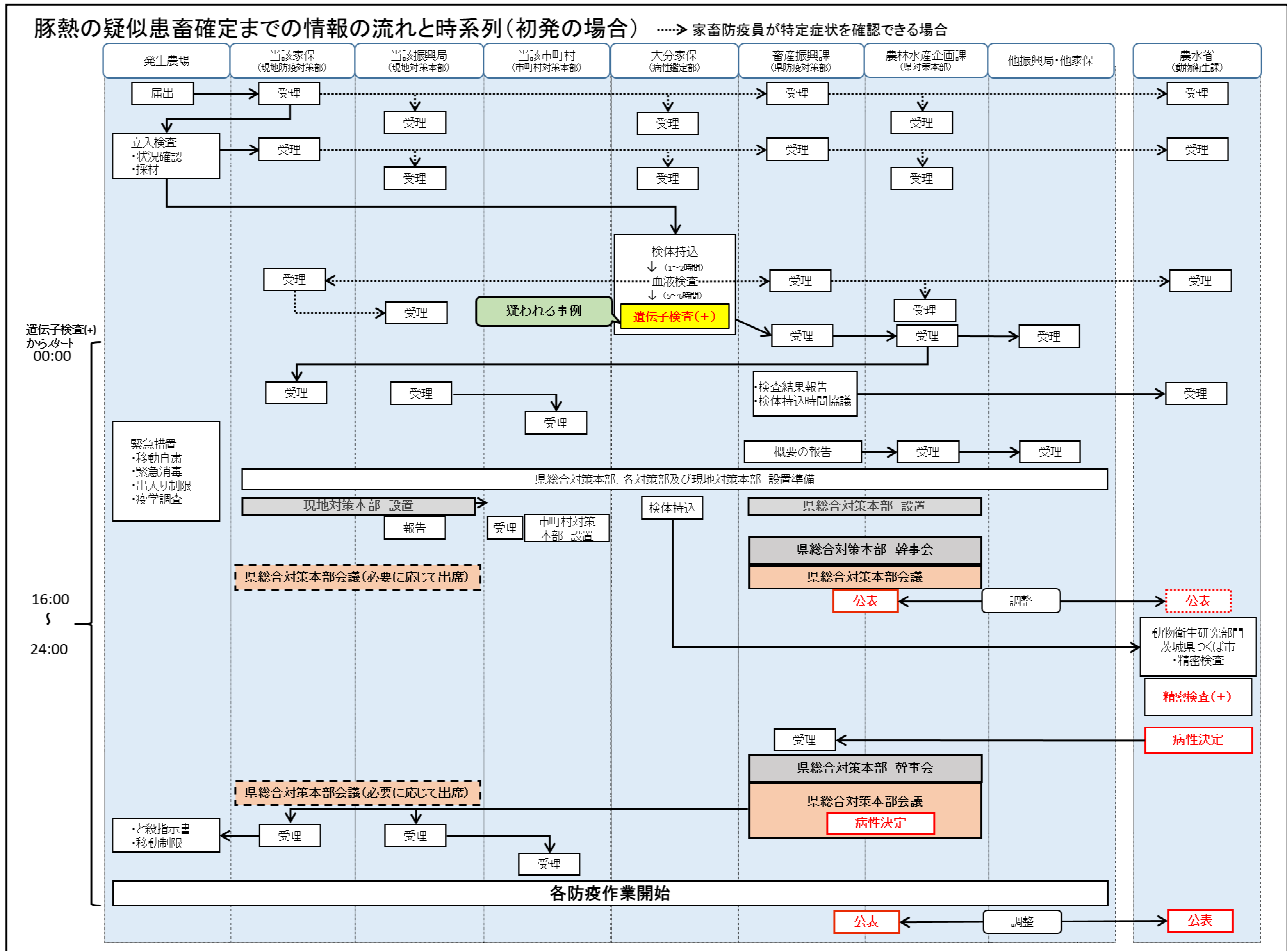
- (5) また、野生いのししの感染状況等を考慮し豚等への感染リスクが高い地域を豚熱のワクチン接種推奨地域に指定しているが、接種地域においても一定の発生が継続して確認されている。ワクチンは適切に使用しても十分に免疫を獲得できない豚等が一定数存在することが避けられず、感受性のある豚等が豚熱ウイルスに感染することを完全に防ぐことができないことから、接種地域においても豚熱の豚等への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、「豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う今後の発生予防対策（提言）」（令和3年1月15日食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第71回牛豚等疾病小委員会第14回拡大豚熱疫学調査チーム検討会合同会議）でも豚熱の推定侵入ルートを遮断するための対策を確実に実施することの重要性が指摘されている。

さらに、アフリカ豚熱のアジアにおける感染の拡大を念頭に置くと、飼養衛生管理の水準を更に高め、遵守のための指導を徹底することが必要である。

- (6) (4) の中間取りまとめでは、豚等から分離された豚熱ウイルスについて、中国又はその周辺諸国から侵入したウイルスであると推定されており、このことから、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚熱ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

### 3 異常豚の通報から初動防疫措置開始までの時系列

豚飼養者から異常豚の通報、患畜又は疑似患畜確定を受けて初動防疫措置開始までの関係機関毎の一連の流れを以下の表に示す。また、異常豚発見の通報から制限区域の解除までの詳細は別紙資料「豚熱発生時 タイムライン」を参照。



**【留意事項1】ポイントとなる時刻について(初発の場合)**

00:00	遺伝子検査陽性(大分家保)	疑われる事例 動物衛生課へ報告
16:00 ~ 24:00	精密検査陽性(動物衛生部門) 動物衛生課と協議 防疫措置開始	患畜又は疑似患畜決定  動物衛生課との協議により変動あり

## 発生時に備えた事前の準備

### 1 初動防疫事前計画書の作成

( 1 ) 家畜保健衛生所(以下「家保」という。)は、発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応ができるよう、豚等飼養農場ごとに初動防疫事前計画書を作成し、畜産振興課に報告する。

対象豚等飼養農場

豚またはいのししを6頭以上飼養する農場に限る。

( 2 ) 以下の事項に留意し初動防疫事前計画書を作成する。

豚等飼養農場の飼養頭数は当該年の2月1日時点での頭数とする。

### 2 現地確認及び情報共有

( 1 ) 初動防疫事前計画書の作成に当たり、家保は、振興局と共に各作業場の予定場所(集会場、クリーンゾーン、埋却地等)の現地確認を行い、情報共有を図るとともに、必要に応じて更新する。なお、更新した場合は、速やかに畜産振興課に報告する。

なお、家保及び振興局が行う現地確認は、豚等飼養農場ごと毎年1回以上行う。

( 2 ) 家保及び振興局は、豚等飼養農場ごとに想定される集会場及びクリーンゾーンの会場レイアウトを作成し、関係機関と情報共有を図る。

### 3 連絡体制の確認

畜産振興課、農林水産企画課、新規就業・経営体支援課及び各振興局は の4の(4)の必要資材・機材調達準備について、年度当初に調達に係る関係団体等の連絡先を確認する。

### 4 備蓄資材・機材の確認

各家畜保健衛生所は の4の(4)の の防疫資材・機材、各振興局は の4の(4)の の一般資材について、毎年1回以上、備蓄数量等を確認する。

## 異常豚等の発見から抗原検査判定までの対応

### 1 豚等の所有者等から届出等を受けた場合の対応

#### (1) 家畜防疫員の派遣

家保は、豚等の所有者、獣医師等から、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の届出を受けた場合に、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

耳翼、下腹部、四肢等における紫斑

同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね1週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

ア 摂氏40度以上の発熱、元氣消失、食欲減退

イ 便秘、下痢

ウ 結膜炎（目やに）

エ 歩行困難、後軀麻痺、けいれん

オ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

カ 流死産等の異常産の発生

キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

同一の畜舎内において、一定期間（概ね1週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個/ $\mu$ l未滿）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。



( 出典：動物衛生部門HP )

**【留意事項 2】死亡の理由が豚熱またはアフリカ豚熱以外の事情によることが明らかな場合の指導事項**

豚等の死亡理由が、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等の豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、一定期間（概ね1週間程度）は、死亡豚等の周辺を中心に臨床症状の有無等の観察を継続し、異常豚が確認された場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

## (2) 家保及び家畜防疫員の措置

家保は、豚等の所有者、獣医師等から(1)の届出等を受けた場合には、以下の対応を行う。また、家畜防疫員が立入検査等により、異常豚を発見した場合にあっても同様に行うものとする。また、家保は、と畜場等から異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、以下に準じた措置を講ずる。なお、当該豚等が県外の農場から出荷された豚等であることが判明した場合には、直ちに畜産振興課は動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。

### 届出者からの疾病状況聴取等

届出等を受けた家畜防疫員は、「異常豚の届出を受けた際の報告」(国指針様式6)により聞き取りを行う。

本病を疑う場合は、豚等の飼養者等に対し緊急的な措置について指導するとともに、立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時刻を知らせ、到着まで農場で待機するよう指示する。

豚等の所有者から届出があった場合の指導事項(家保から所有者に対する指導事項)

ア 豚等以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。

イ 当該農場の排水について、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。

ウ 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。

エ 農場外に物を搬出しないこと。また、豚等の所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用した衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。

オ 異常豚及び当該異常豚の精液等の生産物、排せつ物等、敷料等は、他の豚等と接触することがないようにすること。

獣医師から届出があった場合の指導事項(家保から獣医師に対する指導事項)

ア 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、アからオまでの豚熱ウイルスの拡散防止に関する指導をすること。

イ 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。

ウ 帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣類を洗浄し、入浴して身体を十分に洗うこと。

エ 異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判明するまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。

オ 本病と判明した場合には、異常豚を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、豚等の飼養施設(当該農場除く)に立ち入らないこと。

家畜市場から届出があった場合の指導事項(家保から家畜市場に対する指導事項)

- ア 豚等の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
- イ 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。
- ウ 従業員等(異常豚の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下(エにおいて同じ。))が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- エ 従業員等及びアの情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者(以下「市場入場者」という。)は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- オ 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、アのウからオまでの指導を行うこと。
- カ 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該家畜市場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設(異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。)に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- キ 異常豚が搬入された日以降に家畜市場から移動した豚等の移動先を特定すること。
- ク 豚熱と判明した場合には、市場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設(異常豚出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。)に出入りしないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

と畜場から届出があった場合(家保からと畜場に対する指導事項)

- ア 異常豚及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に入出入りする関係者に情報提供すること。
- イ 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。
- ウ 従業員等(異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下エにおいて同じ。))が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- エ 従業員等及びアの情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該と畜場に入場した者(以下「と畜場入場者」という。)は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- オ 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよ



う指導するとともに、 のアからオまでの指導を行うこと。

カ 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該と畜場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

キ 豚熱と判明した場合には、と畜場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

## 2 立入検査

### (1) 立入準備

家保は豚等の所有者等から届出等を受けた場合に備え、常に立入検査に必要な病性鑑定用資材等の点検と準備をしておく。

### (2) 出勤

本病を疑う届出等を受けた家保の家畜防疫員は、病性鑑定用資材及び消毒資材等を携行して複数名で農場に急行する。なお、立入検査は、本病を想定しウイルスの散逸防止等に十分配慮した防疫措置を講じる。

#### 【留意事項3】家畜防疫員が現地に携行する用具について

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫服、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等
- 2 臨床検査用器材：体温計、保定用具（ワイヤー、ロープ等）、白布（消毒薬に浸し、その上に3の器材を置くために用いる。）、鎮静剤、懐中電灯等
- 3 病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具（外科用ハサミ、メス、有鉤ピンセット）、採血器具（採血針、採血管、採血ホルダー等））、アルコール綿、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱、ビニールシート等
- 4 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- 5 消毒用器材：バケツ、ブラシ、消毒薬、消毒噴霧器等
- 6 その他：ガムテープ、ビニールテープ、油性マーカー、カッター、ハサミ、カラスプレー、ビニール袋、立入禁止看板、着替え、食料品等

### (3) 立入検査

家畜防疫員は、農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に駐車する。

農場内に入った家畜防疫員は、豚等の所有者等に疾病や検査方法等について説明するとともに、届出内容を確認し、その他必要な事項に関する聞き取り調査及び異常豚等の臨床検査等を実施し、現地調査票（国指針様式7）を作成する。

農場内に入った家畜防疫員は、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした臨床検査を行う。その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラ等で撮影し、家保へ送信する。

家畜防疫員は臨床検査等の結果、特定症状を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況、豚等の所有者等がそれまでにとった措置及び疫学関連事項等の情報を添えて、直ちに家保に報告する。

家畜防疫員は、病性鑑定のため以下の採材を行う。

- ア 症状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の血液（血清及び抗凝固剤加血液）15頭以上（当該豚房10頭以上、隣接豚房5頭以上）
- イ 死亡豚等及び異常豚（異常豚が認められない場合には、生きた豚等）3頭以上

#### 【留意事項4】抗原検査に供する検体の採材

病性鑑定に供する検体のうち抗原検査（遺伝子検査及びFA検査）に供する採材については、病原体の拡散を防止するため、可能な限り家保で実施することが望ましいが、豚等の運搬が困難であり、又は多数の検体を採材する場合には、次に掲げる事項に留意の上、農場内で採材する。

- 1 採材する場所については、万一体液等が飛散した場合も考慮して、異常豚が飼養されている畜舎以外の畜舎から十分離れている等感染を防止できる場所を選択すること。
- 2 病性鑑定前に、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。
- 3 ビニールシートの上に消毒液を浸した布等を敷き、その上に豚等の死体を置くこと。
- 4 採材時には検体の取違えを防止するために、個体ごとに検査記録を付けること。
- 5 採材に際しては、カラス、キツネ等の野生動物が検体を捕食等しないよう、テント等遮蔽物を設置するなど、それらが近づかないための措置を講じること。また、検体の残余を放置しないこと。
- 6 採材後、豚等の死体をビニールシートで包み、消毒液を散布又は浸漬できるポリバケツ等の容器に入れ、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。

### CSFの検査および採材について（ガイドライン用）

項目	対象・頭数	注意点等
体温測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常豚</li> <li>・同居豚15頭以上 (当該豚房10頭以上、隣接豚房5頭以上)</li> </ul>	
血清 全血 (ヘパリンorEDTA管)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常豚</li> <li>・同居豚15頭以上 (当該豚房10頭以上、隣接豚房5頭以上)</li> </ul>	※採血管を消毒する ※血清・全血とも保冷して輸送する ① 採材者は手袋を2重に着用 ② 採血管を消毒薬(逆性石けん)に浸ける ③ 着用している手袋を一枚脱ぐ ④ 消毒液から採血管を取り出し、アルコール綿等で拭く ⑤ 採血管をビニル袋に入れる ⑥ 血清・全血とも保冷剤入りのクーラーボックスに入れ輸送する
解剖豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡豚</li> <li>・異常豚 (異常豚が認められない場合、生きた豚等) 計3頭</li> </ul>	※ウイルスの拡散防止のため、ビニルシート等で包み運搬する

#### (5) 検査材料の持出し、搬送

特定症状が確認された場合、農場内の家畜防疫員は、家保に連絡し、(3)の検査材料を家保に運搬するための人員及び公用車を要請する。連絡を受けた家保は家畜防疫員を当該農場に派遣し、農場内の家畜防疫員は派遣された家畜防疫員に検査材料を受け渡す。この際、検査材料は密閉容器に収容し、外部を消毒する等、病原体の拡散防止措置を十分に行う。

検査材料を受け取った家畜防疫員は大分家保病性鑑定部へ搬送するとともに、その旨を家保へ報告する。

家保所長は、検査材料を大分家保病性鑑定部へ搬送したこと、特定症状の発現状況、検査材料の到着予定時刻等を畜産振興課及び大分家保病性鑑定部に報告する。

#### (6) 当該農場への緊急防疫措置

特定症状が確認された場合、家畜防疫員は、豚等の所有者等に対して、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

- ア 生きた豚等
- イ 当該農場で採取された精液及び受精卵等
- ウ 豚等の死体
- エ 豚等の排せつ物等
- オ 敷料、飼料、家畜飼養器具

当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

必要に応じて、家保は畜産振興課と協議のうえ、当該農場を中心とした半径3km以内の区域の豚等飼養農場について、 に掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。

#### (7) 当該農場についての疫学調査

立入検査を行った家畜防疫員は、現地調査票（国指針様式7）に基づき当該農場に関する過去28日間について、管理台帳の確認等により以下を調査し、家保に報告する。家保は、現地調査票（国指針様式7）を速やかに畜産振興課へ報告する。

豚等の移動履歴

当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴

ア 豚等の所有者、従業員、獣医師、農場指導員及び家畜人工授精師等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者

イ 豚等の運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両

堆肥の出荷先

精液及び受精卵等の出荷先

給与飼料の情報

### 3 家保から関係機関への連絡

#### (1) 連絡の時点

家保から畜産振興課、管轄振興局及び大分家保病性鑑定部への連絡は、以下の時点で家畜防疫員が特定症状を確認した場合や抗原検査等で陽性となった場合に行うものとする。

- ・豚等の所有者等から届出等を受けたとき
- ・立入検査実施時
- ・血液検査実施時
- ・抗原検査、血清抗体検査実施時

#### (2) 連絡の手順

豚等の所有者等から届出等により、家畜防疫員が特定症状を確認した場合

ア 1の届出等を受けた家畜防疫員は家保所長にその内容を報告するとともに、届出内容が(1)の特定症状に該当すると判断する場合は、国指針様式6を作成する。

イ 報告を受けた家保所長は、本病の発生を想定し、通報内容、立入検査を実施する旨及び現地到着予定時間について国指針様式6と併せて畜産振興課、管轄振興局及び大分家保病性鑑定部へ報告する。

ウ 畜産振興課は、速やかに農林水産部長及び農林水産企画課に報告するとともに、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）へ報告する。（国指針様式6）

エ 畜産振興課は、家保に対し「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）」（国指針様式7）（以下「現地調査票」という。）の作成を指示する。立入検査により、家畜防疫員が特定症状を確認した場合

ア 1の届出等を受けた家畜防疫員は家保所長にその内容を報告するとともに、届出内容が(1)の特定症状に該当すると判断できない場合は、立入検査により特定症状の有無を確認する旨を家保所長に報告するとともに国指針様式6を作成する。

イ 報告を受けた家保所長は、通報内容、立入検査を実施する旨及び現地到着予定時間について国指針様式 6 と併せて畜産振興課及び大分家保病性鑑定部へ報告する。

ウ 家畜防疫員は立入検査を行い、家保所長に報告するとともに、特定症状を確認した場合は、家保所長は国指針様式 6 に追記する。

エ ウにより特定症状が確認された場合、報告を受けた家保所長は、本病の発生を想定し、通報内容、立入検査内容について国指針様式 6 と併せて畜産振興課、管轄振興局及び大分家保病性鑑定部へ報告する。

オ 畜産振興課は、速やかに農林水産部長及び農林水産企画課に報告するとともに、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）へ報告する。（国指針様式 6）

カ 畜産振興課は、家保へ「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）」（国指針様式 7）（以下「現地調査票」という。）の作成を指示する。

血液検査により、家畜防疫員が特定症状を確認した場合

ア 1 の届出等を受けた家畜防疫員は家保所長にその内容を報告するとともに、届出内容が（1）の特定症状に該当すると判断できない場合は、立入検査により特定症状の有無を確認する旨を家保所長に報告するとともに国指針様式 6 を作成する。

イ 報告を受けた家保所長は、通報内容、立入検査を実施する旨及び現地到着予定時間について国指針様式 6 と併せて畜産振興課及び大分家保病性鑑定部へ報告する。

ウ 家畜防疫員は立入検査を行い、特定症状を確認できない旨を家保所長に報告するとともに、家保所長は報告内容を国指針様式 6 に追記する。

エ 報告を受けた家保所長は、立入検査内容について畜産振興課及び大分家保病性鑑定部へ報告する。

オ 5 の（1）の血液検査を実施した家畜防疫員は、検査の結果及び特定症状の有無を家保所長に報告する。家保所長は報告内容を国指針様式 6 に追記する。

カ オにより特定症状が確認された場合、報告を受けた家保所長は、本病の発生を想定し、通報内容、立入検査内容及び血液検査結果について国指針様式 6 と併せて畜産振興課、管轄振興局及び大分家保病性鑑定部へ報告する。

キ 畜産振興課は、速やかに農林水産部長及び農林水産企画課に報告するとともに、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）へ報告する。（国指針様式 6）

ク 畜産振興課は、家保へ「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）」（国指針様式 7）（以下「現地調査票」という。）の作成を指示する。

抗原検査等により、豚熱の感染を疑う場合

ア 1 の届出等を受けた家畜防疫員は家保所長にその内容を報告するとともに、届出内容が（1）の特定症状に該当すると判断できない場合は、立入検査により特定症状の有無を確認する旨を家保所長に報告するとともに国指針様式 6 を作成す

- る。
- イ 報告を受けた家保所長は、通報内容、立入検査を実施する旨及び現地到着予定時間について国指針様式 6 と併せて畜産振興課及び大分家保病性鑑定部へ報告する。
- ウ 家畜防疫員は立入検査を行い、特定症状を確認できない旨を家保所長に報告する。
- エ 報告を受けた家保所長は、立入検査内容について畜産振興課及び大分家保病性鑑定部へ報告する。
- オ 5 の ( 1 ) の の血液検査を実施した家畜防疫員は、血液検査の結果及び特定症状が確認できない旨を家保所長に報告する。家保所長は報告内容を国指針様式 6 に追記する。
- カ 大分家保病性鑑定部は 5 の ( 1 ) の の抗原検査等の結果を畜産振興課及び家保所長に報告する。
- キ カにより豚熱を疑う検査結果となった場合、報告を受けた家保所長は、本病の発生を想定し、通報内容、立入検査内容、血液検査結果及び抗原検査等結果について国指針様式 6 と併せて管轄振興局へ報告する。
- ク 畜産振興課は、速やかに農林水産部長及び農林水産企画課に報告するとともに、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）へ報告する。（国指針様式 6 ）
- ケ 畜産振興課は、家保へ「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）」（国指針様式 7 ）（以下「現地調査票」という。）の作成を指示する。

#### 【留意事項 5】家保から関係機関への連絡について

豚熱は感染したウイルス株によって症状に差があり、無症状～軽度であることがある。また、ワクチン接種した豚は、症状はさらに軽度となるため、豚等の所有者からの届出、家畜防疫員による立入検査、血液検査では豚熱を疑うことが困難な場合が多いと想定されるため、関係機関への連絡の際には留意すること。

#### 4 陽性判定時に備えた準備

畜産振興課は、3 の ( 2 ) により動物衛生課に報告した場合には、 の 1 の初動防疫事前計画書に基づき、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも 6 の動物衛生部門における精密検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。ただし、豚等の所有者等から届出等を受けたとき、立入検査実施時または血液検査実施時において、家畜防疫員が特定症状を確認した場合は、5 の ( 1 ) の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

- ( 1 ) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- ( 2 ) 周辺農場における豚等の飼養状況の整理

- ( 3 ) 初動防疫事前計画書に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）
- ( 4 ) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する移動式レンダリング装置、移動式レンダリング装置及び盛土用法面保護資材等大型防疫資材の利用の有無を含む。）
- ( 5 ) 消毒ポイントの設置場所の選定
- ( 6 ) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

## 5 大分家保病性鑑定部等による病性鑑定

- ( 1 ) 持ち込まれた検査材料について、大分家保病性鑑定部は ~ の検査、検査材料を持ち込んだ家畜防疫員は の検査を行うとともに、各検査の判定予定日時について畜産振興課へ報告する。なお、アフリカ豚熱の遺伝子検出検査についても同様に実施する。

抗原検査（ウイルス分離検査、遺伝子検出検査（PCR 検査及びリアルタイム PCR 検査をいう。以下同じ。）及び蛍光抗体法）

血清抗体検査（エライザ法）

血清抗体検査（中和試験。ただし、 で陽性であった場合に限る。）

血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）

- ( 2 ) 検査結果の報告

大分家保病性鑑定部は、検査結果について速やかに畜産振興課へ報告する。

畜産振興課は、検査結果を農林水産部長、農林水産企画課及び各家保へ報告するとともに動物衛生課へ報告する。

- ( 3 ) 動物衛生研究部門への検体の送付

( 1 ) の 又は の検査で陽性となった場合、畜産振興課は動物衛生課と協議のうえ、分離されたウイルス、遺伝子増幅物、血清等必要な検体を動物衛生研究部門に送付するよう大分家保病性鑑定部に指示する。また、畜産振興課は東京事務所に羽田空港から動物衛生研究部門への搬送を依頼する。

大分家保病性鑑定部は検体を動物衛生研究部門に送付するため、航空会社及び関連会社と調整するとともに、検体を航空便で羽田空港まで発送する。その際、国指針様式 8 の写しを添付するとともに、同様式を畜産振興課あて送信する。なお、国指針様式 8 の原本は別途郵送する。

東京事務所は羽田空港で検体を受け取り、動物衛生研究部門に搬送する。

### 【留意事項 6】 浸潤状況を確認するための調査（サーベイランス）で豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

豚熱サーベイランスの結果、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、家保は畜産振興課に報告するとともに、畜産振興課は動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

( 1 ) 国指針第 3 - 1 の 1 の臨床検査で異状が確認された場合 ( 年 1 回の全豚等飼養農場の臨床検査 )

ガイドラインの の 2 から 5 までの措置を講ずる。

( 2 ) 国指針第 3 - 1 の 2 の抗体保有状況調査で陽性が確認された場合 ( 年 1 回の 95 % の信頼度で 5 % の観戦できる数の農場数の抗体保有状況調査 )

エライザ法により陽性が確認された場合

引き続き、中和試験を実施するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査 ( 体温測定を含む。 及び ( 3 ) において同じ。 ) 及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して、ガイドラインの の 2 の ( 6 ) の 及び の措置を行うことを指示するとともに、同 ( 6 ) の の措置を実施し又は当該農場の同 ( 6 ) の に掲げるものの移動自粛を要請し、ガイドラインの の 4 の準備を進める。さらに、ガイドラインの の 5 の ( 1 ) の 及び の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査又は中和試験のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、ガイドラインの の 5 の ( 3 ) により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

中和試験により陽性が確認された場合

家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対してガイドラインの の 2 の ( 6 ) の から までの措置を行うことを指示し、ガイドラインの の 4 の準備を進める。さらに、ガイドラインの の 5 の ( 1 ) の 及び の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、ガイドラインの の 5 の ( 3 ) により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

( 3 ) 国指針第 3 - 1 の 3 の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対してガイドラインの の 2 の ( 6 ) の から までの措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、ガイドラインの の 5 の ( 1 ) の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、ガイドラインの の 5 の ( 3 ) により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、ガイドラインの の 4 の準備も同時に進める。

また、第 3 - 1 の 3 の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、( 2 ) の 又は の措置を実施する。

**【留意事項 7】 浸潤状況を確認するための調査におけるエライザ検査で陽性又は疑陽性が確認された農場の移動制限を解除するための要件**

国指針第 3 - 1 の 2 の抗体保有状況調査 ( 年 1 回の抗体保有状況調査 ) において、エライザ検査で陽性又は疑陽性が確認された場合、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、



臨床症状、疫学情報、陽性となった個体の分布状況（特定畜舎での偏在等）等を確認するとともに、抗体保有状況調査の対象個体の全頭について、ガイドラインの 5 の（1）の 血液検査及び の遺伝子検出検査を実施する。立入検査において豚熱を疑う状況が確認されず、血液検査で全ての個体に白血球減少（白血球数 1 万個/ $\mu$ l 未満）が認められず、遺伝子検出検査で全ての個体の陰性が確認された段階で、ガイドラインの 2 の（6）の に掲げるものの移動制限及び の立入制限を解除する。

なお、エライザ検査で陽性となった個体について引き続き中和試験を実施するとともに、当該農場については 7 日間の経過観察を実施する。

#### **【留意事項 8】国指針第 3 - 1 の 3 の病性鑑定材料を用いた調査における遺伝子検出検査で陽性が確認された場合にワクチン由来と判断するための要件**

ワクチン接種農場について、国指針第 3 - 1 の 3 の病性鑑定材料を用いた調査において、遺伝子検出検査で陽性が確認された場合、畜産振興課は以下の事項を確認したうえで、動物衛生課に報告する。動物衛生課は、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、豚熱ワクチンに由来するものかどうかを判断する。

- 1 国指針第 3 - 1 の 3 の病性鑑定材料を用いた調査であり、当該農場において防疫指針第 4 の 2 の（3）のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）が確認されないこと。
- 2 病性鑑定対象の豚等
  - （1）ワクチン接種からおおむね 30 日以内の個体であること
  - （2）遺伝子検出検査の結果、扁桃、脾臓又は腎臓のみが陽性であり、血清では陰性が確認されること
  - （3）エライザ検査で抗体産生状況を確認していること
- 3 同居する豚等
  - （1）血液検査の結果、白血球数が 1 万個/ $\mu$ l 以上であること
  - （2）遺伝子検出検査の結果、血清で陰性が確認されること
  - （3）エライザ検査で抗体産生状況を確認していること

#### **6 動物衛生部門による精密検査**

動物衛生研究部門は、検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な精密検査を行う。

#### **7 大分家保病性鑑定部での病性鑑定で陽性となった場合の作業**

5 の（1）の 抗原検査で陽性となった場合、当該事例を「豚熱が疑われる事例」とし、以下を実施する。

- （1）疑われる事例の情報共有

畜産振興課は疑われる事例について、以下の事項をまとめ、農林水産企画課に報告する。農林水産企画課は振興局、当該家畜保健衛生所以外の家畜保健衛生所に情報共有する。

- ・時間経過（届出、立入等）
- ・発生農場の概要（飼養規模、住所等）
- ・移動・搬出制限区域（区域内市町村、区域内豚等飼養リスト等）

## （２）移動制限及び搬出制限予定区域（以下「制限予定区域」という。）の設定

畜産振興課は、以下のとおり当該家保及び制限予定区域にかかる家保と連携し制限予定区域内の豚等飼養農場リスト（農場数、飼養頭数）を作成する。

当該農場を中心に移動制限予定区域（原則として、発生農場を中心とした半径 3 km の区域）及び搬出制限予定区域（原則として、発生農場を中心とした半径 10km 以内の移動制限区域に外接する区域）を設定する。

家畜市場又はと畜場に所在する豚等が 3 の大分家保病性鑑定部による病性鑑定で陽性となった場合、畜産振興課は動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径 1 km 以内の区域について、移動制限予定区域として設定する。

イ 当該豚等の出荷元の農場を中心として、原則として と同様に、移動制限予定区域及び搬出制限予定区域を設定する。

## （３）制限区域消毒ポイントの設置準備

畜産技術室（耕畜連携推進班）は、県警警備部警備運用課及び土木建築部道路保全課と連携し、以下の消毒ポイントの設置場所等について協議する。

移動制限区域外縁付近の消毒ポイント

当該豚等飼養農場から半径 3 km

搬出制限区域外縁付近の消毒ポイント

当該豚等飼養農場から半径 10km

協議後、畜産技術室（耕畜連携推進班）は、各消毒ポイント設置予定場所を管轄する各振興局に候補地の選定等について指示する。また、土木建築部道路保全課長は、各消毒ポイント設置予定場所を管轄する各土木事務所に候補地の選定等について指示する。

### 【留意事項 9】豚熱ワクチン接種区域において豚熱が発生した場合の制限区域の設定並びに制限区域消毒ポイントの設置について

豚熱ワクチン接種区域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合及び接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合は、制限区域は設定しない。ただし、防疫指針第 9 の 1 及び第 20 の 1 で設定する制限区域の範囲内に非接種区域が含まれる場合には、当該非接種区域に対して設定する。

また、移動制限区域及び搬出制限区域を設定しない場合、制限区域消毒ポイントの設置場所は、ガイドラインの の7の(3)の 及び ではなく、発生農場周辺（当該農場から概ね半径1 km の範囲内）とするが、緊急消毒ポイントと重複しないよう留意する。

# 患畜又は疑似患畜決定までの作業

## 1 連絡体制

### ( 1 ) 関係市町村への連絡

当該振興局及び制限予定区域に入る振興局は、制限予定区域内に入る市町村へ豚熱の疑われる事例の発生について連絡し、防疫作業に係る協力を要請する。

当該市町村は、関係団体及び区長等に連絡し、防疫作業に係る協力を要請するとともに、防疫措置に関連する施設及び作業場所の周辺住民等に対して、県と連携し、発生概況及び防疫作業等の説明を行う。

### ( 2 ) 制限予定区域内の豚等飼養者への連絡

当該家保及び制限予定区域に入る家保は、制限予定区域内の6頭以上の豚等所有者等へ連絡し、飼養豚等の異状の有無について聞き取り調査をするとともに豚等の移動の自粛を要請する。また、当該振興局は市町村を通じて、各制限予定区域内の6頭未満の豚等所有者等に対し、飼養豚等の異状の有無の確認及び移動自粛の要請を行う。

なお、聞き取り調査結果については、畜産振興課へ報告する。

## 2 県総合対策本部の設置、本部会議・幹事会の開催

農林水産企画課は、幹事会メンバーを招集し、県総合対策本部・幹事会を開催後、「大分県特定家畜伝染病総合対策本部設置要領に基づき、大分県特定家畜伝染病総合対策本部（以下「県総合対策本部」という。）を設置し、県総合対策本部会議を開催する。併せて、大分県特定家畜伝染病防疫対策部（以下「県防疫対策部」という。）、大分県特定家畜伝染病生活環境対策部（以下「県生活環境対策部」という。）の各対策部、及び大分県特定家畜伝染病現地総合対策本部（以下「現地対策本部」という。）の設置を決定する。

## 3 報道機関への公表

畜産振興課は、「豚熱が疑われる事例の発生」の公表について、動物衛生課と協議する。

その後、農林水産企画課は、「豚熱が疑われる事例の発生」として公表する。

## 4 初動防疫作業準備

疑われる事例の発生後、B - S A Tは、チーム長と畜産振興課の協議により、班編成を行い、当初より作業を行う班に割り振られたB - S A T隊員は当該家保に集合するとともに、迅速かつ的確な初動防疫計画の立案及び各作業場の設営ができるよう当該家保

及び当該振興局を補佐する。

また、農林水産部長は(2)の初動防疫計画書を確認後、必要に応じて、現地派遣チームを集会場へ派遣する。さらに、農林水産企画課は、各作業所等で使用する公用携帯電話(充電器を含める)を現地派遣チームを通じて集会場総括へ届ける。集会場総括は、各作業所の総括等へ配付する。

#### (1) 各作業場の現地調査

当該家保及び当該振興局等から派遣された現地調査員は、の1で作成した初動防疫事前計画書を元に、現状調査を行う。

##### 当該豚等飼養農場

当該家保(立入検査した家畜防疫員)及び当該振興局(農林土木)の現地調査員は連携し、当該農場の基本情報(農場名、飼養形態、畜舎状況、畜舎数、豚等飼養羽数等)、農場配置図(衛生管理区域、畜舎ごとの飼養頭数、飼養ステージ(日齢等))、畜舎内配置図(畜舎出入口の広さ、畜舎内の作業可能の高さ等)、農場に至る道幅、農場内使用重機、病原体拡散防止措置のための消石灰及び粘着シート必要数等について確認する。初動防疫事前計画書の変更点について当該家保へ報告する。

##### 農場クリーンゾーン

当該家保及び当該振興局の現地調査員は連携し、当該市町村の協力の下、農場の周辺情報(トラックやバス等の移動経路上の施設(学校等)情報等)農場クリーンゾーンの基本情報(住所、所有者、土地の状況等)、位置図(当該農場との位置関係、広さ等)、クリーンゾーンに至る道幅、トラックやバスの大きさ、会場設営のための必要リース資材数(テント、長机・椅子、トイレ、投光器等)等について確認する。初動防疫事前計画書の変更点について当該家保へ報告する。

##### 集会場

当該家保及び当該振興局の現地調査員は連携し、当該市町村の協力の下、集会場基本情報(施設名、住所、管理者、長机・椅子の所有数等)、集会場及び周辺の位置図(集会場に至る道幅、駐車場等)、会場設営のための必要リース資材数(長机・椅子等)等について確認する。初動防疫事前計画書の変更点について当該家保へ報告する。

##### 埋却地

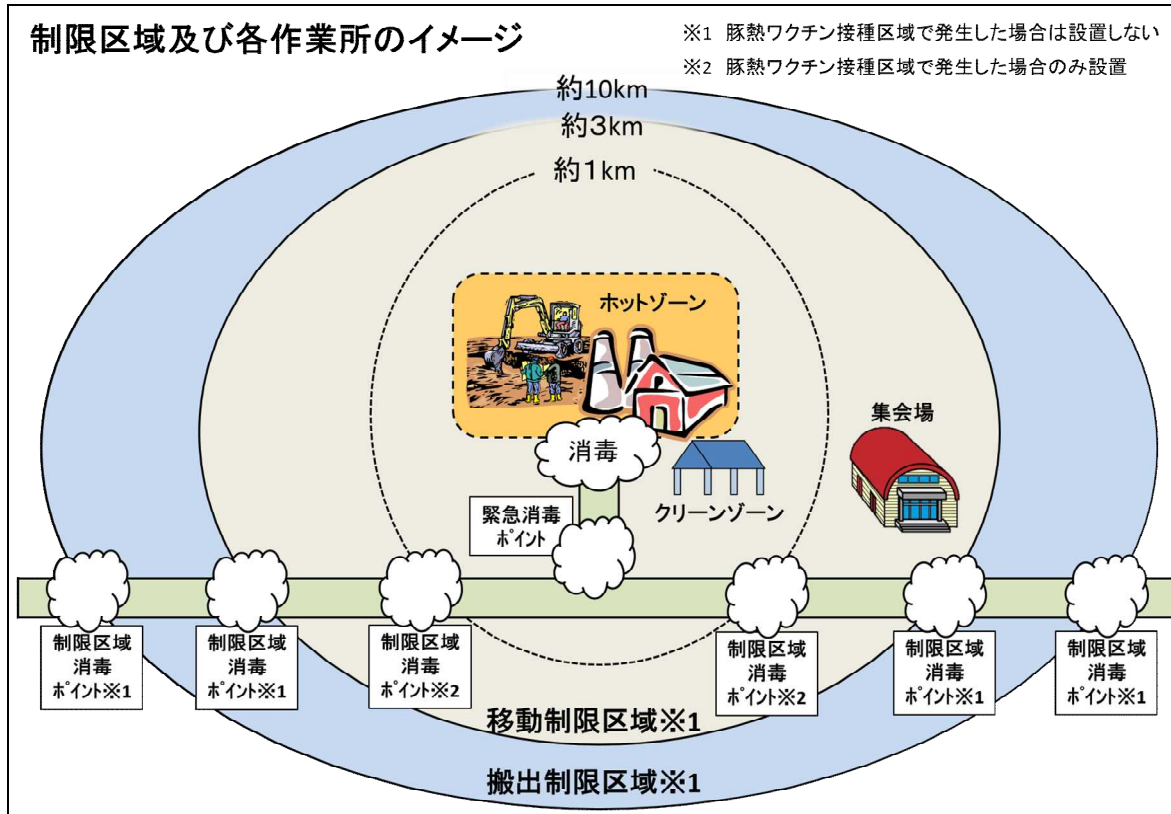
当該家保及び当該振興局(農林土木)の現地調査員は連携し、当該市町村の協力の下、埋却地基本情報(住所、所有者、土地の状況・広さ等)、使用重機(パワーショベル、クレーン車等)、掘削計画(掘削延長等)、必要リース資材・機材(テント、長机・椅子、トイレ、投光器等)等について確認する。初動防疫事前計画書の変更点について当該家保へ報告する。

##### 緊急消毒ポイント

当該家保及び当該振興局の現地調査員は連携し、当該市町村の協力の下、緊急消毒ポイント基本情報(設置箇所数、住所、土地所有者等)、当該農場からの位置図等について確認する。初動防疫事前計画書の変更点について当該家保へ報告する。

## 制限区域消毒ポイント

畜産技術室（耕畜連携推進班）から指示のあった各消毒ポイント設置予定場所を管轄する各土木事務所は、現地調査を行い、具体的な設置場所及び消毒ポイントのレイアウト、必要な資材・機材、必要な作業者の人数等について畜産技術室（耕畜連携推進班）に報告する。



## (2) 初動防疫計画書の作成と初動防疫作業準備

当該家保は、現地調査員の報告を受け、必要に応じ初動防疫事前計画書を変更し、初動防疫計画書を作成する。また、当該家保は、初動防疫計画書を当該振興局、土木事務所及び保健所等の現地対策本部内で共有し、速やかに初動防疫作業準備に着手するとともに、畜産振興課及び大分家保病性鑑定部へ提出する。なお、初動防疫計画書の提出前であっても、畜産振興課に報告のうえ、当該家保及び振興局の判断により初動防疫作業の準備に着手することができる。

当該振興局は、当該家保と連携し、初動防疫計画書に基づき防疫作業支援者の確保を行うとともに防疫作業支援者名簿（当該振興局、当該家保）を作成する。また、防疫作業支援者を現地へ派遣し、各作業場の設営を行う。

畜産振興課は、初動防疫計画書の作成に当たって、当該家保及び当該振興局と協議し、提出された初動防疫計画書を、速やかに農林水産部長及び農林水産企画課に提出し、農林水産企画課は生活環境企画課及び危機管理室（自衛隊の派遣要請がある場合）へ配布する。併せて、畜産振興課は当該家保以外の家保へ初動防疫計画書を配布する。

当該家保は、当該農場への出入口を原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門の閉鎖又は綱を張る等の方法により閉鎖する。また、病原体拡散防止を図るため必要な消石灰（原則、当該家保備蓄分を使用するが、不足分については畜産振興課と協議。）を当該農場に搬入し、当該農場の外縁部及び畜舎周辺に消石灰を散布する。

#### 【留意事項 10】初動防疫計画について

初動防疫計画の立案に当たっては、以下の点に留意する。

患畜又は疑似患畜は、当該豚等飼養農場内で、原則として、患畜又は疑似患畜であると判定された後、24時間以内にと殺を完了できるよう日程を調整する。

患畜又は疑似患畜の死体等については、原則として、患畜又は疑似患畜であると判定された後、72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。

なお、24時間及び72時間以内という一定の目安については、初動防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で1000から2000頭程度の飼養規模を想定している。

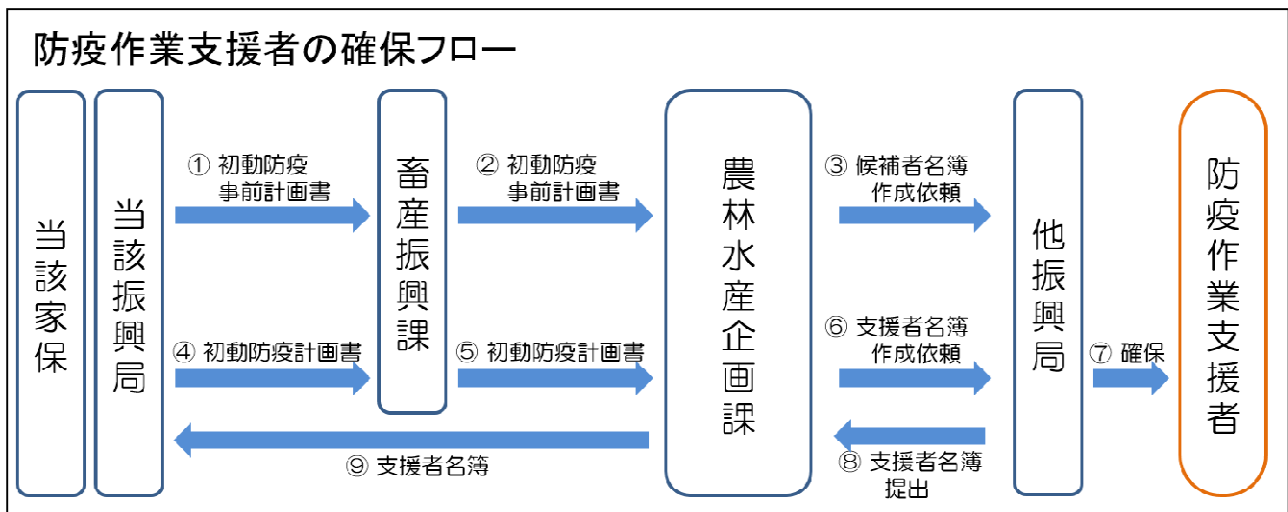
様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫作業従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した初動防疫計画を作成する。

### （3）動員者の確保準備

#### 防疫作業支援者名簿の作成

ア 当該振興局以外の振興局は、農林水産企画課と協議の上、初動防疫事前計画書に基づき、防疫作業支援者を確保するとともに、名簿の作成を行う。

イ 初動防疫計画書が提出された後、当該振興局以外の振興局は、計画に基づき、作成した名簿を農林水産企画課へ報告する。併せて、選定された防疫作業支援者に集会場への派遣を要請する。



#### 防疫作業従事者名簿の作成

ア 農林水産企画課は、地域農業振興課と連携し、畜産振興課と協議の上、初動防疫事前計画書に基づき、防疫作業従事者人数を各所属へ伝え、防疫作業従事者の確保を要請するとともに、名簿の作成を行う。

イ 初動防疫計画書が提出された後、農林水産企画課は、計画に基づき、各所属に対し、選定された防疫作業従事者の集会場への派遣を要請する。その際、服装や着替え等の持ち物についても指示する。

#### 自衛隊の派遣要請

ア 初動防疫計画書が提出された後、自衛隊の派遣を必要とする場合、事前に畜産振興課は動物衛生課と協議する。県防疫対策部長（農林水産部長）はその旨を県総合対策本部長（知事）に報告し、本部長は、危機管理室を通じて自衛隊に災害派遣を要請する。

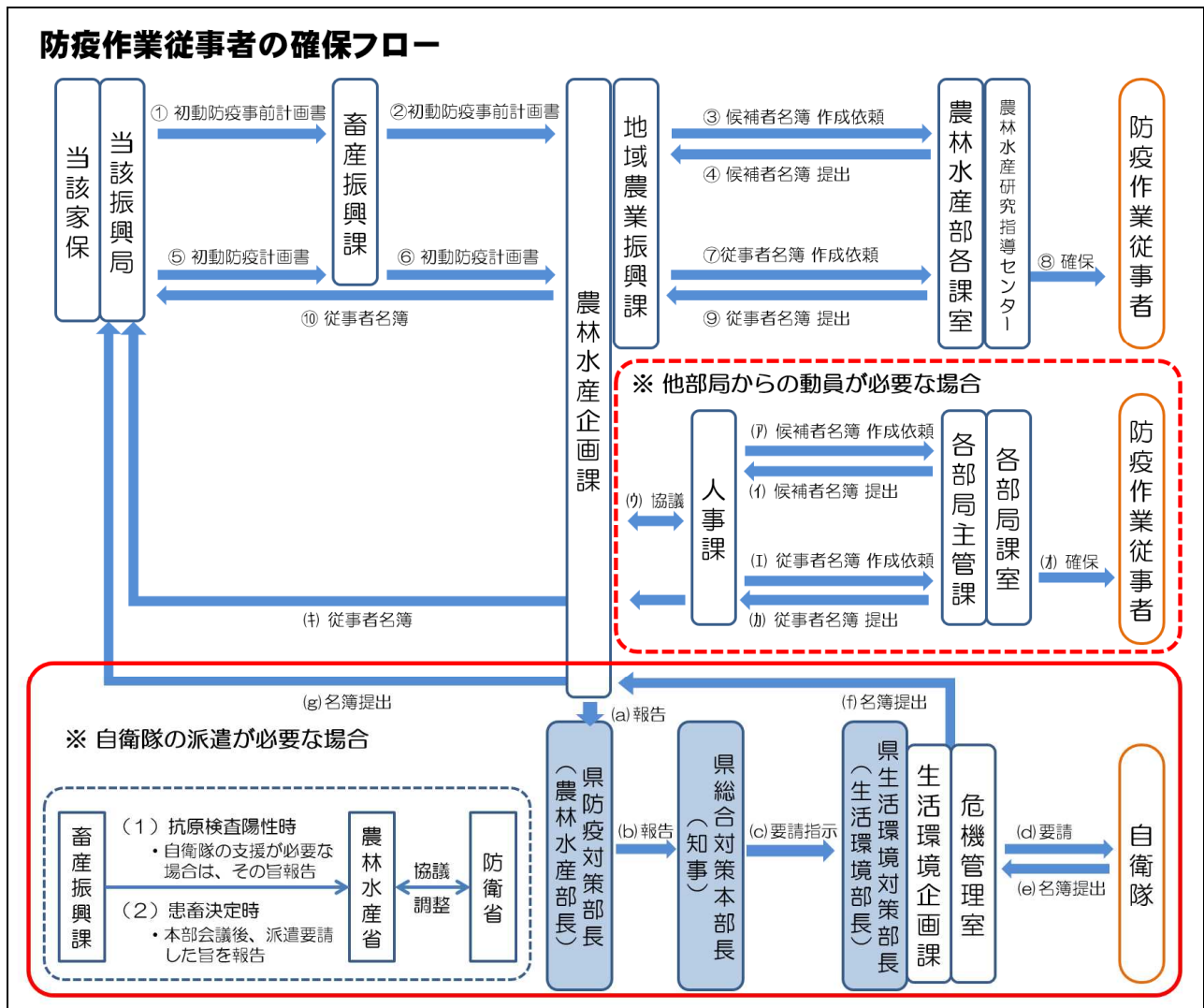
イ 危機管理室は、計画に基づき、自衛隊と協議の上、派遣自衛隊員名簿を作成し、農林水産企画課へ送付する。

#### 名簿の送付

農林水産企画課は、防疫作業支援者名簿、防疫作業従事者名簿及び自衛隊の派遣がある場合は自衛隊員名簿を現地対策本部及び現地派遣チームへ送付する。現地派遣チームは、現地防疫対策部長及び集会場総括と情報共有する。



## 防疫作業従事者の確保フロー



### 【留意事項 11】防疫作業従事者の選定について

防疫作業従事者の選定は、以下に該当しない職員とする。ただし、畜舎内で作業する防疫作業従事者は、原則として、当該家保及び当該振興局以外の県職員で編成する。

人工透析、インスリン、不整脈、高血圧、心疾患、糖尿病、免疫疾患等により医療機関で治療中の職員

発熱、頭痛、めまい、食欲不振等の体調不良の職員

職務上又は自宅において豚等を飼養している職員

その他疾病や負傷により作業に不適と判断される者

### 【留意事項 12】班編成等について

農場内防疫作業係の班数及び防疫作業従事者数は現場状況（畜舎数等）によって変わるため、柔軟な対応を行う。

総括は防疫作業従事者の労働衛生に常に注意し、労務災害の防止に努める。

全体の作業従事時間は休憩時間を含め概ね6時間を目安とし、作業の進捗状況

等から防疫作業従事者の増員あるいは交代が必要と判断した場合は、防疫作業従事者の追加派遣を要請する。

畜舎毎に班を編成するなど、休憩や交替時のクリーンゾーン等の受入れ状況を勘案したローテーションで作業を行う。

各作業場の設営及び撤収は、総括の指示の下、各作業員が協力し行う。

#### (4) 必要資材・機材調達準備

##### 防疫資材・機材

ア 各家保は、備蓄している防疫資材・機材の搬出準備を行う。

イ 大分家保病性鑑定部は、初動防疫計画書の備蓄資材配置計画を基に各家保と防疫資材・機材の搬出について調整し、各家保ごとの防疫資材・機材リスト（以下「家保別リスト」という。）を作成するとともに、農林水産企画課及び畜産振興課へ報告する。

ウ 農林水産企画課は、新規就業・経営体支援課及び地域農業振興課へ家保別リストを送るとともに、各家保の防疫資材・機材を指定場所へ運搬するよう指示する。

エ 新規就業・経営体支援課は、各家保に備蓄してある防疫資材・機材の輸送車両の手配を行うとともに、大分家保病性鑑定部と随時連絡調整を行う。

#### 【留意事項 13】防疫資材・機材の輸送車両について

防疫資材・機材の輸送車両の手配は以下のとおりとするが、車両の空き状況に合わせて変更するものとする

防疫資材・機材の輸送車両は、第一陣として大分県建設機械レンタル協会を通じて、2t アルミバントラックを借り、備蓄資材・機材を運搬する

の輸送車両は各作業場（集会場、クリーンゾーン、ホットゾーン）ごとに専用の車両を準備する

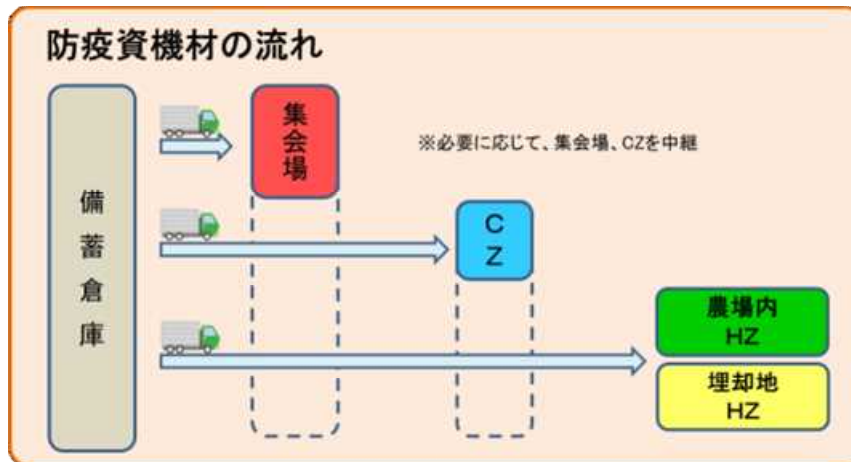
トラック協会へ依頼する場合は、で家保の備蓄資材・機材を運搬した後、各作業場への消耗品等の補充を中心に依頼する

オ 各振興局等は、畜産振興課の指示により、速やかに各家保の防疫資材・機材の搬出（車両等への積込み）のための人員を派遣する。また、農林水産研究指導センター本部は、地域農業振興課の指示により、速やかに豊後大野家保もしくは宇佐家保の防疫資材・機材の搬出（車両等への積込み）のための人員の派遣を農林水産研究指導センター農業研究部もしくは農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループに指示する。また、農林水産研究指導センター本部は、地域農業振興課の指示により、エの輸送車両の運転者を農林水産研究指導センター関係所属から派遣する。

カ 畜産振興課は、必要な炭酸ガスボンベのホットゾーン（農場）への運搬を協定業者に依頼する。

キ 畜産振興課は、防疫資材・機材等の不足、未到着がある場合には、大分家保病

性鑑定部に指示し、これに対処させる。



#### 一般資材

当該振興局は、一般資材を確保し、(1)で決定した各作業場への配送を行う。(一般資材には、動員者に対する飲料等を含む。)また、畜産振興課は備蓄している軽食を当該振興局又は集会場に配送するよう手配する。

#### リース資材・機材

ア 新規就業・経営体支援課は特定症状の確認または抗原検査等の陽性の連絡を受け、リース業協会にリース資材・機材を発注する予定があることを連絡する。

また、畜産振興課は、初動防疫計画書が提出された後、リース資材・機材(テント、発電機、夜間照明器具、仮設トイレ等)をリストアップし、農林水産企画課へ調達及び指定場所への輸送について要請をする。

イ 農林水産企画課は、新規就業・経営体支援課へリース資材・機材の調達及び指定場所への輸送について指示する。

ウ 新規就業・経営体支援課は、指示を受け、リース業協会へ資材・機材及び輸送用トラック等を手配するとともに、随時連絡調整を行う。

#### 重機・機材等

当該振興局は、初動防疫計画書に基づき、死体等の運搬、埋却作業に必要な重機、機材、オペレーターについて建設業協会等へ手配する。なお、現地で手配できない重機、機材、オペレーターについては、農林水産企画課へ手配を要請し、農林水産企画課は、必要に応じて地域農業振興課に対し、農林水産研究指導センター関係所属の重機を現地に運搬するとともに、重機のオペレーターとして農林水産研究指導センターの職員を現地に派遣するよう指示する。農林水産研究指導センター本部は、地域農業振興課の指示により、速やかに重機の運搬及びオペレーターの派遣をするよう農林水産研究指導センター畜産研究部等に指示する。

#### 防疫作業従事者等の輸送用バス

ア 農林水産企画課は、県庁と集会場間の防疫作業従事者等の輸送を行う、適当な大きさの輸送用バスについてバス会社等へ手配する。

イ 当該振興局は、初動防疫計画書に基づき、集会場とクリーンゾーンとの間の防疫作業従事者等の輸送を行う、適当な大きさの輸送用バスについて市町村又はバス会社等へ手配する。手配が困難な場合は、農林水産企画課へ手配を要請する。この場合、農林水産企画課は輸送用バス又はタクシーをバス会社やタクシー協会へ手配する。

国土交通省九州地方整備局の照明車

畜産振興課は、必要に応じて国土交通省九州地方整備局が所有する照明車を手配する。

防疫資材・機材及びリース機材等の手配状況の報告

農林水産企画課は、各家保から搬入される防疫資材・機材、リース業協会等から搬入されるリース機材、トラック協会の運送用トラック等の手配状況を当該振興局及び現地派遣チームへ報告する。

#### (5) 集会場及びクリーンゾーンの設営

当該家保及び当該振興局は、初動防疫計画書に基づき、防疫作業支援者を指定された時間に集会場へ派遣する。

当該振興局は、防疫作業支援者名簿を集会場と当該家保に送付する。併せて、防疫資材・機材等の手配状況を連絡する。

防疫作業支援者は、各作業場到着後、集会場及びクリーンゾーンの総括の指示の下、輸送されたリース資材・機材及び防疫資材・機材等を受け入れ、各作業場所の設営を行う。

### 5 動物研究部門による精密検査陽性判定時に備えた準備に関する報告

畜産振興課は、の3の(2)により動物衛生課に報告した場合には、4の(2)の初動防疫計画書に基づき、次の措置を講じ、その内容について、遅くともの6の動物衛生部門における精密検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。ただし、豚等の所有者等から届出等を受けたとき、立入検査実施時または血液検査実施時において、家畜防疫員が特定症状を確認した場合はの5の(1)の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) 当該農場における畜舎等の配置の把握

(2) 周辺農場における豚等の飼養状況の整理

(3) 初動防疫計画書に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保  
(国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。)

(4) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保(農林水産省の保有する移動式レンダリング装置、移動式レンダリング装置及び盛土用法面保護資材等大型防疫資材の利用の有無を含む。)

(5) 消毒ポイントの設置場所の選定

(6) 当該農場の所在する市町村、九州・沖縄・山口の8県及び関係団体への連絡

## 6 発生の原因究明に係る検体の採材

の9の発生の原因究明に先立ち、当該家保は当該農場の採材を行う。なお、採材に当たって、当該家保は畜産振興課に2～3人程度の家畜防疫員の派遣を要請する。畜産振興課は他家保、B-SATより家畜防疫員を派遣する。

### 【留意事項14】発生の原因究明に係る検体の種類及び検体数

感染経路の究明のために行う検体の採材に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備等に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、1豚舎当たり10頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材すること。

## 7 患畜又は疑似患畜の決定

の2、5及び6の検査の結果、留意事項15に該当する場合、動物衛生課は患畜又は疑似患畜と決定し、畜産振興課あて通知する。

### 【留意事項15】豚熱の患畜及び疑似患畜とは

農林水産省は、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。

#### (1) 患畜

ウイルス分離により、豚熱ウイルスが分離された豚等

遺伝子検査（遺伝子検出検査及び遺伝子解析）により豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

移動制限区域内で発生が続発している場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法により豚熱ウイルス抗原が検出された豚等

移動制限区域内で発生が続発している場合において、特定症状が確認された複数の豚等がいる畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）に同居する豚等であつて、このうち、特定症状が確認され、遺伝子検出検査によりペスチウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

初発農場（移動制限区域の設定を行う契機となった農場をいう。以下同じ。）で疑似患畜のみ確認されている場合において、当該初発農場を中心とする移動制限区域内の農場で患畜が確認された場合、又は当該初発農場に係る疫学調査により他の農場で患畜が確認された場合の当該初発農場における（2）の疑似患畜

#### (2) 疑似患畜

初発農場において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合

において、当該豚等のうち、蛍光抗体法又は遺伝子検出検査によりペスチウイルス抗原が検出された豚等

患畜又は初発の疑似患畜（初発農場のものをいう。以下同じ。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で飼養されている豚等

発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等

疫学調査の結果により、患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等

疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日より前に患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等であって、当該患畜又は初発の疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等

疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に患畜又は初発の疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等

病性等判定日を起算点とする日数の数え方：病性等判定日当日は、不算入とする。

#### **【留意事項 16】 ワクチン株が確認された豚等の病性判定について**

抗原検査を実施した豚等が陽性となった場合であっても、遺伝子解析や疫学調査等により、ワクチン株であることが明らかな場合は、当該豚等は患畜又は疑似患畜と判定しない。

## 患畜又は疑似患畜決定後の作業

### 1 関係者への連絡

- ( 1 ) 畜産振興課は、患畜又は疑似患畜決定後、速やかに農林水産部長、農林水産企画課及び各家保へ連絡するとともに、九州・沖縄・山口の 8 県及び畜産関係団体等へ患畜又は疑似患畜決定について連絡する。
- ( 2 ) 当該家保は、当該豚等飼養者へ患畜又は疑似患畜決定について連絡する。
- ( 3 ) 農林水産企画課は、各振興局へ患畜又は疑似患畜の決定について連絡する。連絡を受けた振興局は、その旨を関係市町村等に連絡する。  
また、農林水産企画課は、県総合対策本部員に連絡し、県総合対策本部会議の開催準備を行う。

### 2 県総合対策本部・幹事会及び県総合対策本部会議の開催

農林水産企画課は、「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」設置要領に基づき、幹事会メンバーを招集し、県総合対策本部・幹事会を開催後、県総合対策本部会議を開催する。

### 3 初動防疫作業開始

農林水産部長（県防疫対策部長）は、患畜又は疑似患畜が決定した際、知事（県総合対策本部長）の了承を受け、速やかに、現地派遣チームを通じ、現地防疫対策部長（家保所長）へ初動防疫計画書に基づき初動防疫作業の開始を指示する。

現地防疫対策部長（家保所長）は、集会場総括等を通じ、ホットゾーン総括へ初動防疫作業の開始を指示する。

### 4 と殺指示

当該家保の家畜防疫員は、当該豚等飼養者に対し、患畜又は疑似患畜決定の旨を伝えるとともに、法第 16 条の規定に基づくと殺指示書（国指針様式 9）を交付し、法第 52 条の 3 の規定により審査請求をすることができないこと、指示に違反した場合には処罰されること等について、遺漏なく説明する。

**【留意事項 17】飼養者の管理履歴や豚等の移動履歴により患畜・疑似患畜が確認された場合の対応方針**

県内の豚等飼養農場で患畜（留意事項 15 の（ 1 ）の患畜）もしくは遺伝子検査により疑似患畜（留意事項 15 の（ 2 ）の 疑似患畜）が確認され、それ以外の農場で飼養者の管理履歴や豚等の移動履歴により疑似患畜（留意事項 15 の（ 2 ）の ~ の患畜や疑似患畜）が確認された場合、以下のとおり初動防疫措置を行う農場に優先順位を付ける。

- 1 と殺処分等の初動防疫措置を優先的に行う農場
  - ・ ウイルス分離検査や遺伝子検査により患畜や疑似患畜が確認された農場（留意事項 15 の（ 1 ）及び（ 2 ）の ~ の患畜や疑似患畜が確認された農場）
  - ・ 飼養者の管理履歴や豚等の移動履歴により疑似患畜が確認された農場のうち、特定症状を呈する豚等が複数確認された農場（留意事項 15 の（ 2 ）の ~ の疑似患畜が確認された農場のうち、ガイドライン の 1 の（ 1 ）の特定症状を呈する豚等が確認された農場）
- 2 1 の初動防疫措置の目途が付き次第、初動防疫措置を行う農場
  - ・ 飼養者の管理履歴や豚等の移動履歴により疑似患畜が確認された農場のうち、特定症状を呈する豚等が確認されていない農場（留意事項 15 の（ 2 ）の ~ の疑似患畜が確認された農場のうち、ガイドライン の 1 の（ 1 ）の特定症状を呈する豚等が確認されない農場）

## 5 報道機関への公表

農林水産企画課は、患畜又は疑似患畜が確認された場合、国指針様式 9 により報道機関に公表する。なお、公表にあたっては、動物衛生課と協議の上同時に行う。

- （ 1 ）発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- （ 2 ）報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供することにより、プライバシーの保護や発生農場に近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないよう協力を求める。

## 6 発生農場の周辺農場への情報提供

- （ 1 ）家保は、当該農場から半径 3 km 以内の農場及びその他畜産振興課が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の住所についても情報提供する。
- （ 2 ）（ 1 ）により発生農場の情報を提供する際、又は、事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われているものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用



したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

## 7 通行の制限又は遮断

- ( 1 ) 畜産振興課は、動物衛生課と協議の上、必要に応じ管轄の警察署、土木事務所及び関係市町村の協力を得て、法第 15 条の規定に基づき 72 時間以内の発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- ( 2 ) 法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、畜産振興課は道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- ( 2 ) 家畜伝染病予防法施行令(昭和 28 年政令第 235 号)第 5 条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続き、標識等については、事前に地域の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

## 8 制限区域の決定

- ( 1 ) 移動制限区域及び搬出制限区域(制限区域)の決定  
畜産振興課は、動物衛生課と協議し、法第 32 条の規定に基づき、制限区域を決定する。また、畜産振興課は、制限区域を管轄する家保及び市町村と連携し告示を行う。  
ただし、患畜又は疑似患畜決定前であっても豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定することができる。  
なお、留意事項 9 のとおり、豚熱ワクチン接種区域において豚熱が発生した場合は、制限区域は設定しない。
- ( 2 ) 制限区域内豚等飼養農場等への連絡及び周知  
各制限区域を管轄する家保は、制限区域内の豚等所有者等(6 頭以上飼養)へ制限区域の設定及び飼養豚等の移動の制限について周知するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。  
市町村は、制限区域内の 6 頭未満の豚等所有者等に対し、広報、防災無線等により各制限区域の設定について周知する。
- ( 3 ) 制限区域内の豚等所有者等への指導  
家保は、豚等の患畜又は疑似患畜が確認された場合には、制限区域内の 6 頭以上

の豚等の所有者等を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等を制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

当該振興局は市町村を通じて、6 頭未満の豚等所有者等に対し、同様に健康観察徹底及び異状発見時の報告の指導、法第 52 条の規定に基づく死亡頭数の報告を求める。

家 保：豚等 6 頭以上所有者等

市町村：豚等 6 頭未満所有者等

### 【留意事項 18】制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

1 法第 52 条に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

( 1 ) 特定症状の有無

( 2 ) 死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、死亡豚等の位置（畜舎名及び豚房の位置）、日齢又は体重、死亡した原因として考えられること

( 3 ) 死産した子豚（出生した子豚）の頭数

( 4 ) 分娩した子豚（出生した子豚）の頭数

( 5 ) 異常産した母豚の頭数

( 6 ) 農場から出荷した豚等の頭数

( 7 ) 農場に導入した豚等の頭数

( 8 ) 死亡豚等の同居豚等の臨床所見

2 豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。

3 全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。

4 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。

5 獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。

6 死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。

7 野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼養場所における飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。

8 鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものを含む。）について、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

#### （４）制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

生きた豚等

移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

豚等の死体

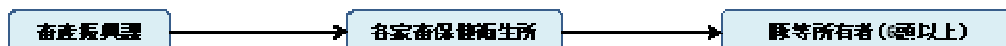
豚等の排せつ物等

敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

#### 豚等所有者への連絡体制

##### ◎疑われる事例(遺伝子検査陽性時)

・制限予定区域内の豚等所有者への周知

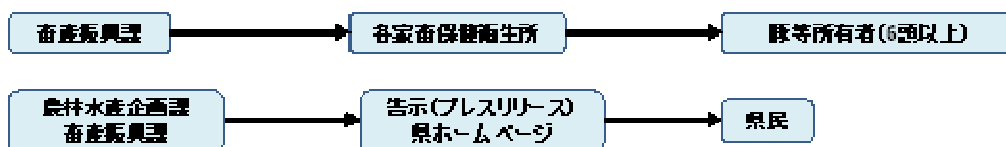


##### ◎疑似患畜(動物衛生部門による精密検査陽性⇒動物衛生課との協議後決定)

・制限区域内の豚等所有者への周知



・制限区域外の豚等所有者等への周知



#### （５）家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）

移動制限区域内の制限

ア 畜産振興課は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

（ア）と畜場における豚等のと畜

(イ) 家畜市場等の豚等を集合させる催物

(ウ) 豚等の放牧

イ 畜産振興課は、生活環境部食品・安全衛生課と協力して、移動制限区域内のと畜場や化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて必要な消毒設備を設置させるものとする。

搬出制限区域内の制限

畜産振興課は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。

#### 【留意事項 19】と畜場の再開

と畜場の再開については、国指針に定められている再開の要件及び遵守事項を確認のうえ、行うものとする。

### 9 発生の原因究明

畜産振興課は、本病の発生の確認後直ちに、専門家（疫学、ウイルス学、野生動物）、動物衛生課職員及び当該都道府県等で構成される疫学調査チームの本県担当を指名し、発生農場における疫学情報に関する網羅的な以下の事項の調査を連携して実施する。

(1) 豚等

(2) 人（豚等の所有者、従業員、獣医師、農場指導員等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（豚等運搬車両、飼料運搬車両、精液運搬車両、死亡豚等回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入り

(3) 飲用水及び飼料の給与状況

(4) 関係者の渡航歴

(5) 物品の移動

(6) 野生動物の確認状況

(7) 周辺環境状況

(8) 農場内環境材料の採材 等

## 各作業場での防疫作業

### 1 各作業者について

#### (1) 動員者の考え方

##### 防疫作業支援者

集会場、クリーンゾーン及び消毒ポイント（緊急・制限区域）において、設営、運営及び撤収を行う動員者を防疫作業支援者とする。集会場及びクリーンゾーンでは、ホットゾーンで作業する防疫作業従事者の受入れ・各作業場への誘導、消毒ポイントでは車両の消毒等を行う。

##### 防疫作業従事者

発生農場及び埋却地等のホットゾーンにおいて、豚等のと殺、死体の搬出、埋却、消毒等の作業を行う動員者（自衛隊員を含む）を防疫作業従事者とする。

#### (2) 現地対策本部長の役割

現地対策本部長（振興局長）は現地対策本部において、初動防疫計画書（現地案）の最終決定を行うとともに、発生農場の初動防疫措置に係る一般資材・機材等の調達、集会場とCZ間の人員輸送車両の確保、制限区域消毒ポイントの設置・運営状況、市町村との連絡調整及び周辺住民対応等の進捗管理を行う。

#### (3) 現地防疫対策部長の役割

現地防疫対策部長（家保所長）は集会場において、初動防疫作業の責任者としてホットゾーンに技術的な指示を行うとともに、進捗管理を行う。ただし、管轄地域内で特定家畜伝染病が疑われる事例が新たに確認された場合は、家保に対して必要な指示を行う。

#### (4) 現地派遣チームの役割

県防疫対策部長は、県内での特定家畜伝染病発生時に農林水産部所属の職員で構成する現地派遣チームを集会場に派遣する。

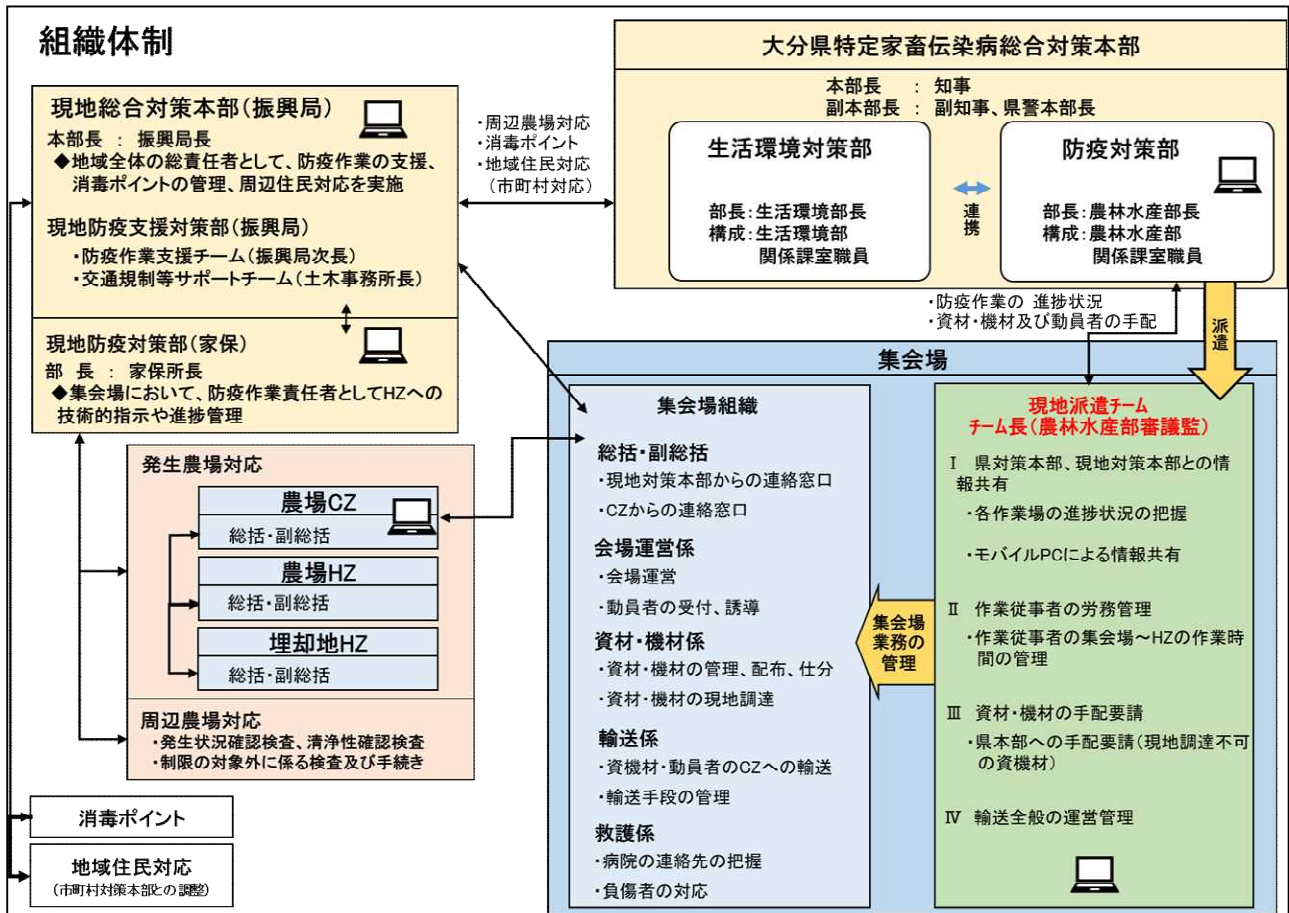
現地派遣チームは集会場において、各本部との情報共有、不足した資材・機材の手配要請、動員者の作業時間管理、資材・機材及び動員者の輸送の運営管理等を行い、集会場業務を管理する。

#### (5) B - S A Tの役割

県防疫対策部長は県内での特定家畜伝染病発生時に農林水産部職員及び振興局畜産職職員で構成するB - S A Tを集会場、クリーンゾーン、ホットゾーン及び緊急消毒ポイントに派遣する。

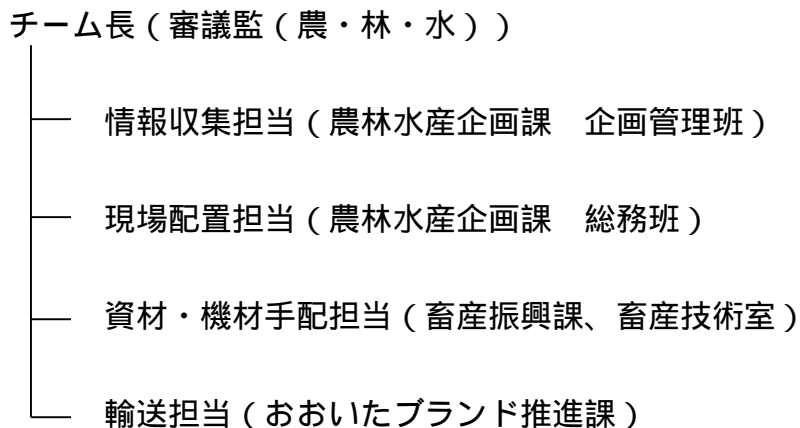
B - S A Tは現地防疫対策部長の指揮の下、ホットゾーンにおいて防疫作業従事者を率いて、と殺、死体の運搬、埋却及び消毒等の初動防疫作業を実施する。また、防

疫作業支援者と協力し、集会場、クリーンゾーン及び緊急消毒ポイントにおいて、設  
営、運営及び撤収の補佐を行う。



## 2 現地派遣チームの作業

### (1) 組織体制



### (2) 事務分掌

#### チーム長

ア 県防疫対策部との連絡調整

イ 現地派遣チーム内の調整

#### 情報収集担当

ア 初動防疫措置の進捗状況の把握

イ 各作業場の作業進捗状況の把握

ウ 集会場、現地防疫対策部長、県防疫対策部との情報共有

#### 現場配置担当

ア 防疫作業支援者及び防疫作業従事者の労働時間管理

#### 資材・機材手配担当

ア 不足した資材・機材のうち、現地で調達不可能な資材・機材、リース機材及び重機・機材の県対策本部への手配要請

イ 集会場の資材・機材係と連携し防疫資材・機材等の仕分け整理を実施

#### 輸送担当

ア 防疫作業従事者及び資材・機材の運搬車両の確保及び管理

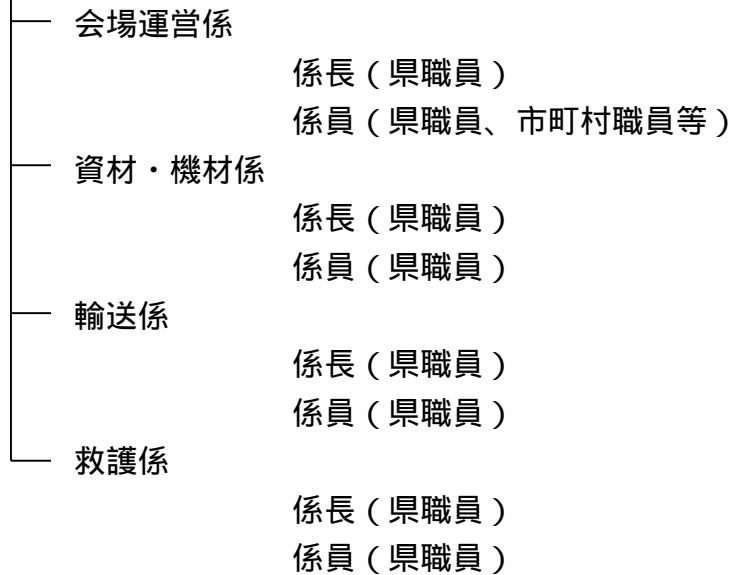
イ 集会場の輸送係と連携し、防疫作業従事者及び資材・機材の輸送を実施

### 3 集会場内の作業

#### ( 1 ) 組織体制

総 括 ( 家畜防疫員、または B - S A T )

副総括 ( 県職員 )



#### ( 2 ) 事務分掌

総括

- ア 集会場内の調整
- イ 現地対策本部、クリーンゾーンとの連絡調整
- ウ 現地派遣チーム、現地防疫対策部長との情報共有

副総括

- ア 総括の補佐及び総括不在時の代行

会場運営係

- ア 集会場内の運営に係る管理調整
- イ 動員者の受付及び誘導
- ウ 集会場内の動線の確保
- エ 動員者 ( 防疫作業従事者、防疫作業支援者 ) への防護服等の配布及び回収
- オ 動員者からの預かり物の管理
- カ 現地対策本部、クリーンゾーンとの連絡調整の補佐
- キ 現地派遣チームの現場配置担当と連携し会場運営を実施

資材・機材係

- ア 資材・機材等の管理
- イ 会場運営係による動員者 ( 防疫作業従事者、防疫作業支援者 ) への防護服等の配布及び回収を補佐
- ウ 不足した資材・機材のうち、現地で調達可能な資材・機材の調達
- エ 現地派遣チームの資材・機材手配担当と連携し防疫資材・機材等の仕分け整理を実施

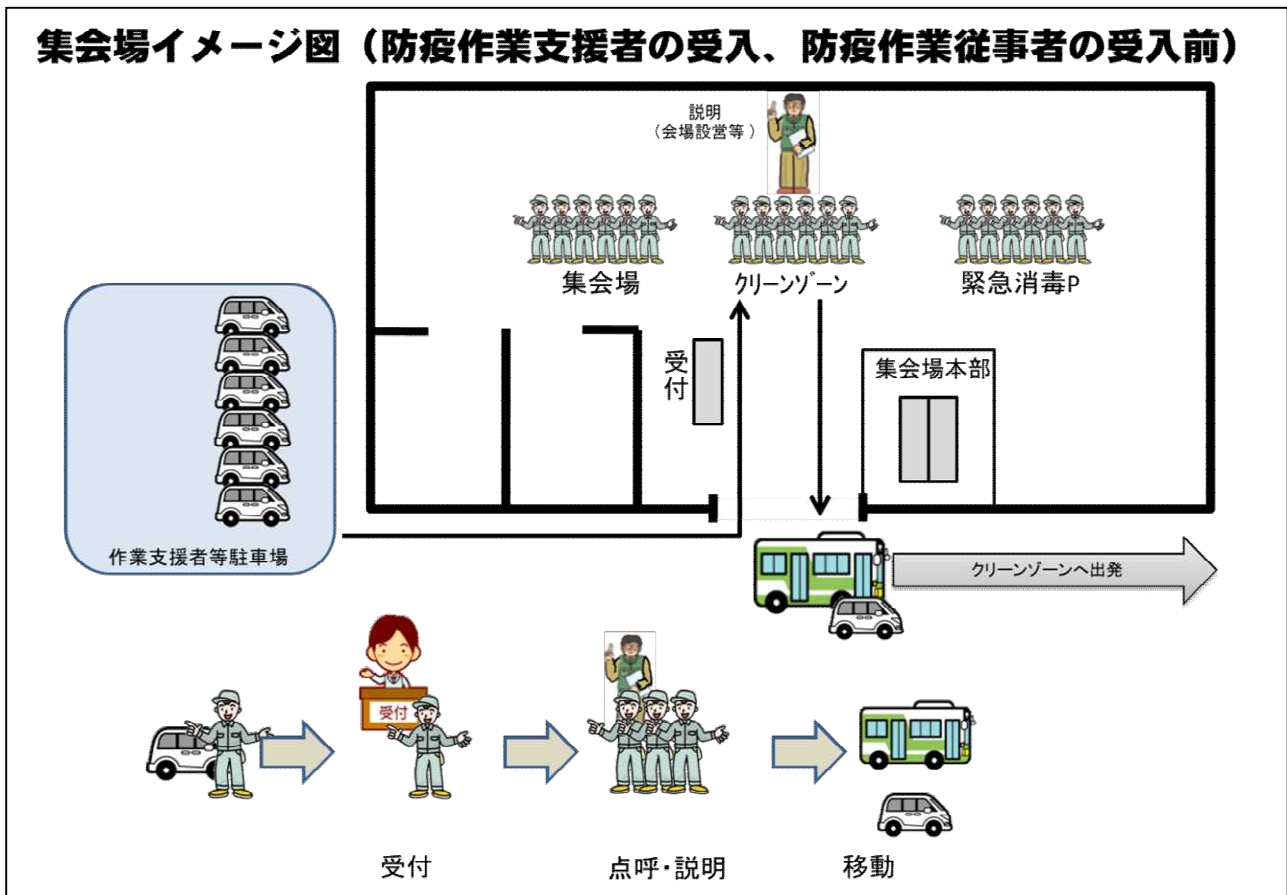


## 輸送係

- ア 動員者（防疫作業従事者、防疫作業支援者）の各作業場への誘導
- イ 資材・機材のクリーンゾーンへの輸送
- ウ 現地派遣チームの輸送担当と連携し輸送方法を確保

## 救護係

- ア 最寄りの病院、夜間・休日の当番医の連絡先の把握
- イ 防疫作業中の負傷等の発生時の対応



### (3) 集会場内の作業（防疫作業支援者の受入れ、防疫作業従事者の受入前）

#### 初動防疫計画書等の受け取り

集会場の総括は、初動防疫計画書、防疫作業支援者名簿及び防疫作業従事者名簿を現地対策本部から受け取る。

#### 集合・点呼

ア 防疫作業支援者は、指示のあった時刻及び場所に集合する。

イ 集会場の総括は、集会場防疫作業支援者の点呼を行い、名簿に記載された防疫作業支援者の集合を確認する。

ウ 同様に、クリーンゾーン総括は、クリーンゾーン防疫作業支援者の点呼を行い、名簿に記載された防疫作業支援者の集合を確認する。

ビブス・腕章着用

集会場内防疫作業支援者は、オレンジ色のカラービブスを着用し、総括、副総括及び係長については腕章も着用する。

作業説明

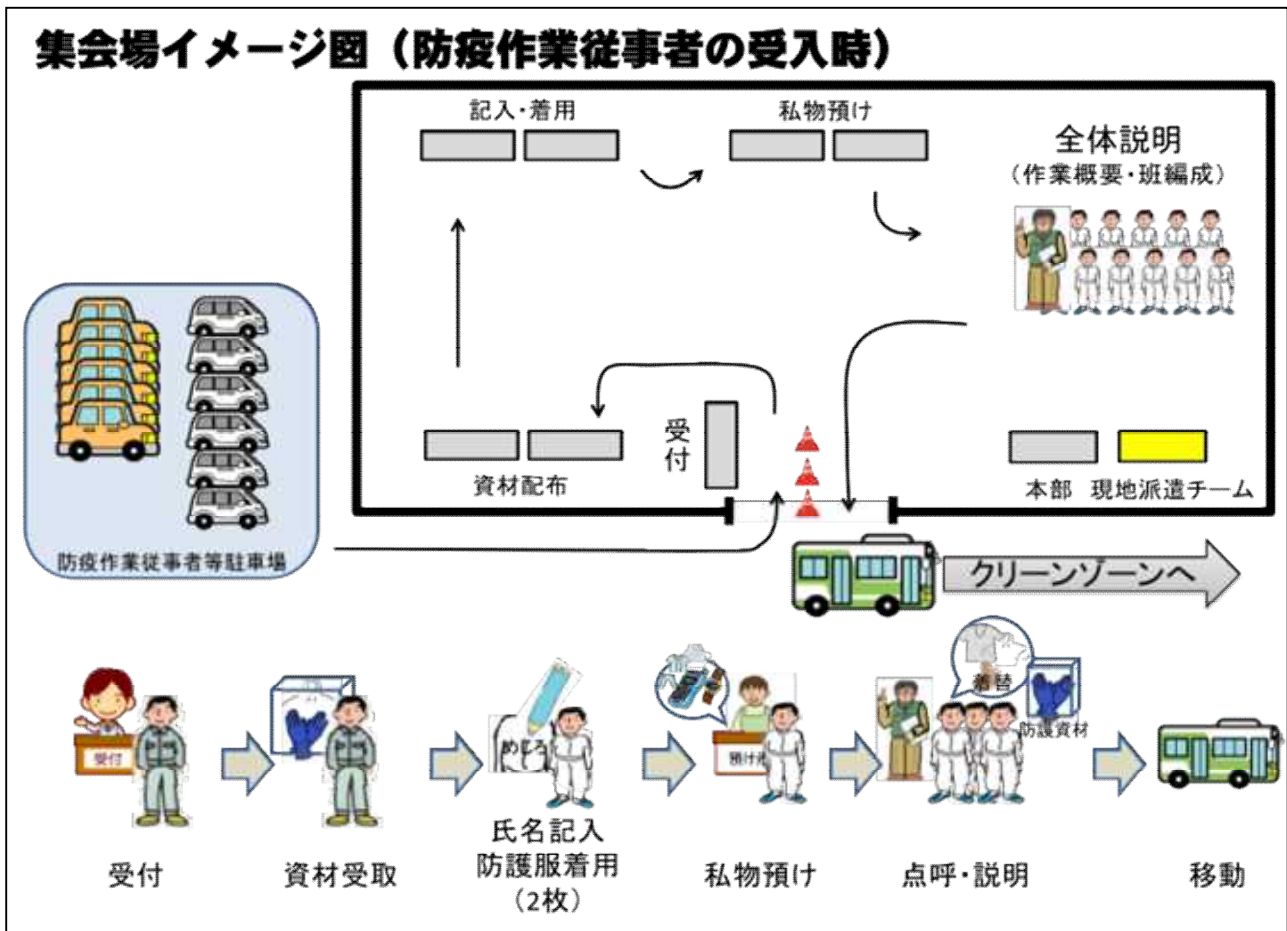
集会場の総括は、作業内容を説明し、防疫資材・機材等の受入、会場の設営、防疫作業従事者の受入準備を指示する。

連絡体制及び名簿

会場運営係は、連絡体制及び各責任者の名簿を会場の見やすい場所に掲示する。

会場設営

会場設営に当たっては、会場内での人の動線を考慮し、机等を設置する。



#### (4) 集会場内の作業（防疫作業従事者の受入後）

受付

会場運営係は、受付場所にて防疫作業従事者の受付を行い、防疫作業従事者に対し、体調不良等がある場合は、集会場の総括に申し出るよう指示する。

防護服等の配布

会場運営係は、資材配布場所で防疫作業従事者に防護服セット、防護服（白）1枚、サンダル及びビニール袋1枚（私物入れ）を配布するとともに、防護服記入場所で防護服セットの防護服の胸及び背面にマジックで所属・氏名を大きな文字で記入するよう指示する。

また、記入後は廃棄しても良い作業服等の上から防護服を2枚着用し、クリーン

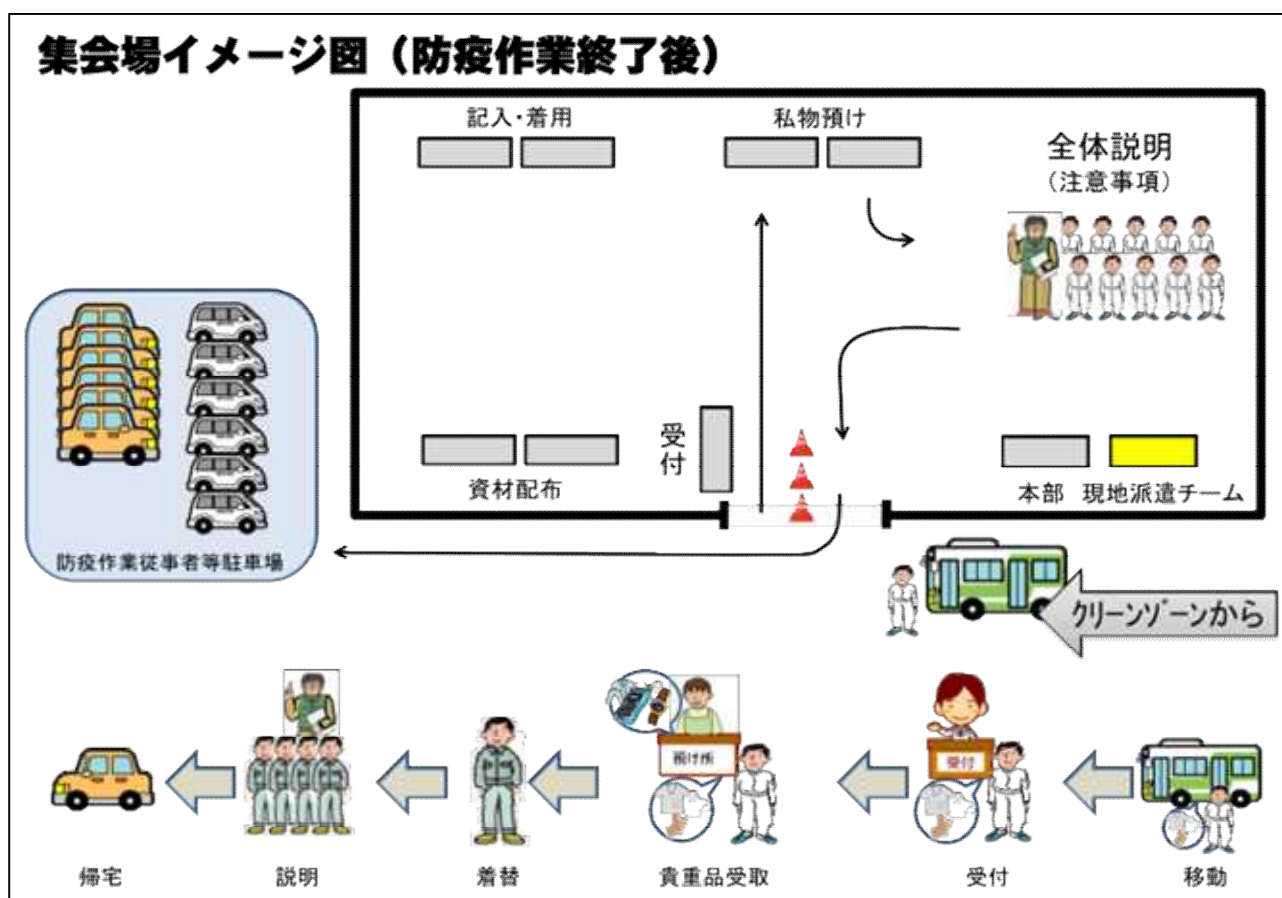
ゾーンまで持ち込む着替以外の貴重品及び携帯電話等を手荷物預かり所に預けるよう指示する。

防疫作業従事者に対する作業内容説明

B-SAT 等防疫作業支援者は、防疫作業従事者の班編成を行い、作業概要及び連絡事項等について説明する。

各作業場への移動指示

集会場の総括は、各防疫作業従事者等へサンダルを履き、集会場からクリーンゾーンまで移動するよう指示する。また、輸送係は、各作業場（バス乗車場）に防疫作業従事者を誘導する。



( 5 ) 集会場内の作業（防疫作業終了後）

防疫作業従事者等の受入準備

集会場の総括は、作業終了後の防疫作業従事者等の受入準備を指示する。

受付

会場運営係は、受付場所にて防疫作業従事者の受付を行う。

私物の返却

会場運営係は、防疫作業従事者へ私物を返却する。

終礼・解散

会場運営係は、防疫作業従事者へ、留意事項等について説明し、解散を指示する。

**【留意事項 20】防疫作業従事者への作業後の注意事項について**

- 1 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 2 防疫措置に従事した日から7日間は発生農場以外の豚等に接触しないこと。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日間まで短縮できるものとする。
- 3 心身に不調がある場合は、健康サポートセンターに相談すること。

#### 初動防疫終了後の集会場の撤収

防疫作業終了後、集会場の防疫作業支援者は、集会場総括の指示の下、集会場の撤収作業を行う。

作業終了後、集会場の総括は、集会場の防疫作業支援者へ解散を指示する。

#### (6) 情報収集並びに現地対策本部及び県防疫対策部への報告事項

集会場総括は、集会場、クリーンゾーン、ホットゾーンの作業進捗状況を現地防疫対策部長及び現地派遣チームと情報共有する。

集会場総括は、各作業場の進捗状況を現地対策本部（当該振興局）へ1.5時間ごとに報告する。

現地派遣チーム長は、各作業場の進捗状況を県防疫対策部（農林水産部）へ1.5時間ごとに報告する。

#### 【留意事項 21】 県総合対策本部、現地総合対策本部、各作業場間の情報共有について

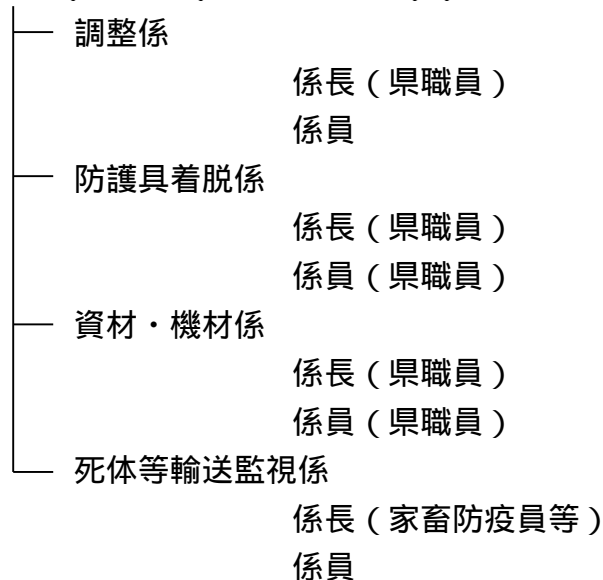
- 1 現地派遣チームは集会場、クリーンゾーンにおけるパソコン設置、Web 接続を行い、各作業場、県総合対策本部、現地総合対策本部間の情報共有のための連絡手段を確保する。ただし、電波状況や電源確保の状況により、パソコンや Web による情報共有が困難な場合は、パソコンの設置や Web 接続は実施しない。
- 2 作業進捗状況、不足資材・機材の手配状況等の報告は、原則として、集会場総括及び副総括が1のパソコンや Web を活用して行うが、必要に応じて、現地派遣チームが協力する。
- 3 2で報告する事項のうち、クリーンゾーンで情報を把握できる事項については、クリーンゾーン総括や副総括が報告しても差し支えない。

## 4 クリーンゾーン内の作業

### (1) 組織体制

総括（家畜防疫員またはB - S A T）

副総括（県職員（調整係長兼任））



#### 【留意事項 22】クリーンゾーンの組織体制等について

死体等輸送監視係は埋却地等が発生農場と離れた位置にある場合に設置し、家畜防疫員の他、家畜防疫員の指示を受けた県職員等があたる。

### (2) 事務分掌

総括

ア クリーンゾーンの調整

イ 防疫作業従事者の受入れ人数・時期等について集会場の総括との連絡調整

ウ 防疫作業従事者の休憩、交替等の時期等について、ホットゾーンの総括との連絡調整

副総括

ア 総括の補佐及び総括不在時の代行を実施

調整係

ア 本作業場内の調整、集会場及びホットゾーンとの連絡調整

イ クリーンゾーンの動線確保

ウ ホットゾーンまでの動線確保及び危険箇所のチェックと安全確保

エ 飲用水・消毒等に使用する水の確保

資材・機材係

ア 資材・機材等の管理

イ 防疫作業従事者への資材の配布・回収

#### 防護具着脱係

ア 防疫作業従事者への防護服等の着脱補助及び指導

イ 手指の消毒、洗顔及びうがい等の指導

ウ 感染性廃棄物の管理・廃棄

#### 死体等輸送監視係

ア 埋却地等が発生農場から離れた位置に設定された場合、埋却地までの死体等運搬車両に随行し、病原体拡散防止措置に努める。

### (3) クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の受入前）

#### 初動防疫計画書の受け取り

クリーンゾーンの総括は、初動防疫計画書、防疫作業支援者名簿及び防疫作業従事者名簿を集会場の総括から受け取る。

#### 集合・点呼

クリーンゾーンの総括は、防疫作業支援者の点呼を行い、名簿に記載された支援者の集合を確認する。

#### 作業説明

ア クリーンゾーンの総括は、各係長を集め、具体的な作業内容とその進め方について打合せを行う。

イ 各係長は係員の点呼後、各防疫作業支援者に対し具体的な作業を指示し、防疫資材・機材等の受入、作業場の設営及び防疫作業従事者の受入準備を指示する。

#### ビブス・腕章着用

クリーンゾーン内防疫作業支援者は青の防護服を着用し、総括、副総括及び各係長は腕章を着用する。

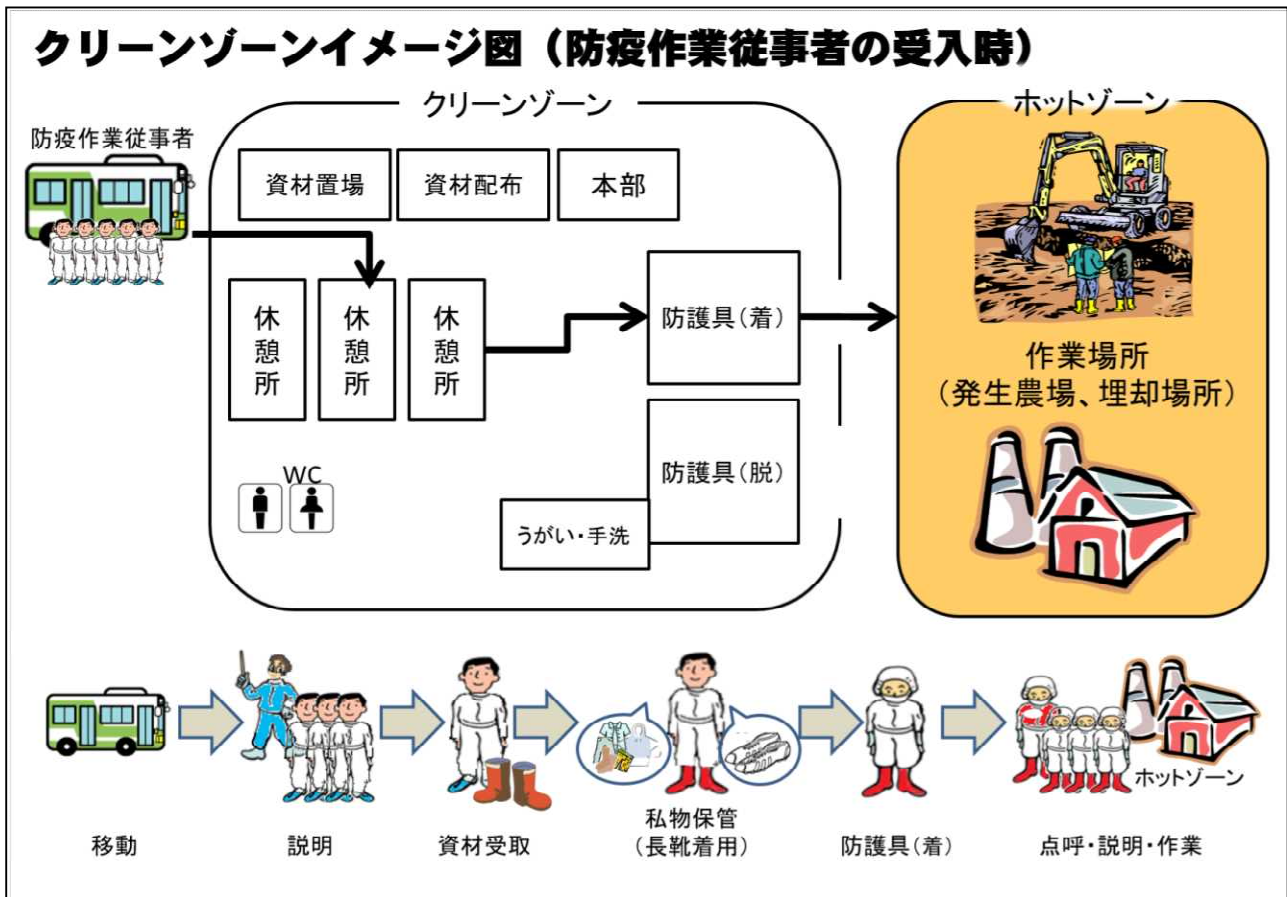
#### 連絡体制及び名簿

調整係は、連絡体制及び各責任者の名簿を会場の見やすい場所に掲示する。

#### 会場設営

会場設営に当たっては、会場内での人の動線を考慮し、テント及び机等を設置する。

## クリーンゾーンイメージ図（防疫作業従事者の受入時）



### (4) クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の受入後）

#### 防疫作業従事者の誘導

調整係は、防疫作業従事者がバス降車場に到着後、クリーンゾーンへ誘導する。

#### 防疫作業従事者に対する作業内容説明

クリーンゾーンの総括は、作業スケジュールについて防疫作業従事者に説明する。

#### 資材配布

資材・機材係は、防疫作業従事者へ長靴等の防疫資材を配布するとともに、サンダルを受け取る。

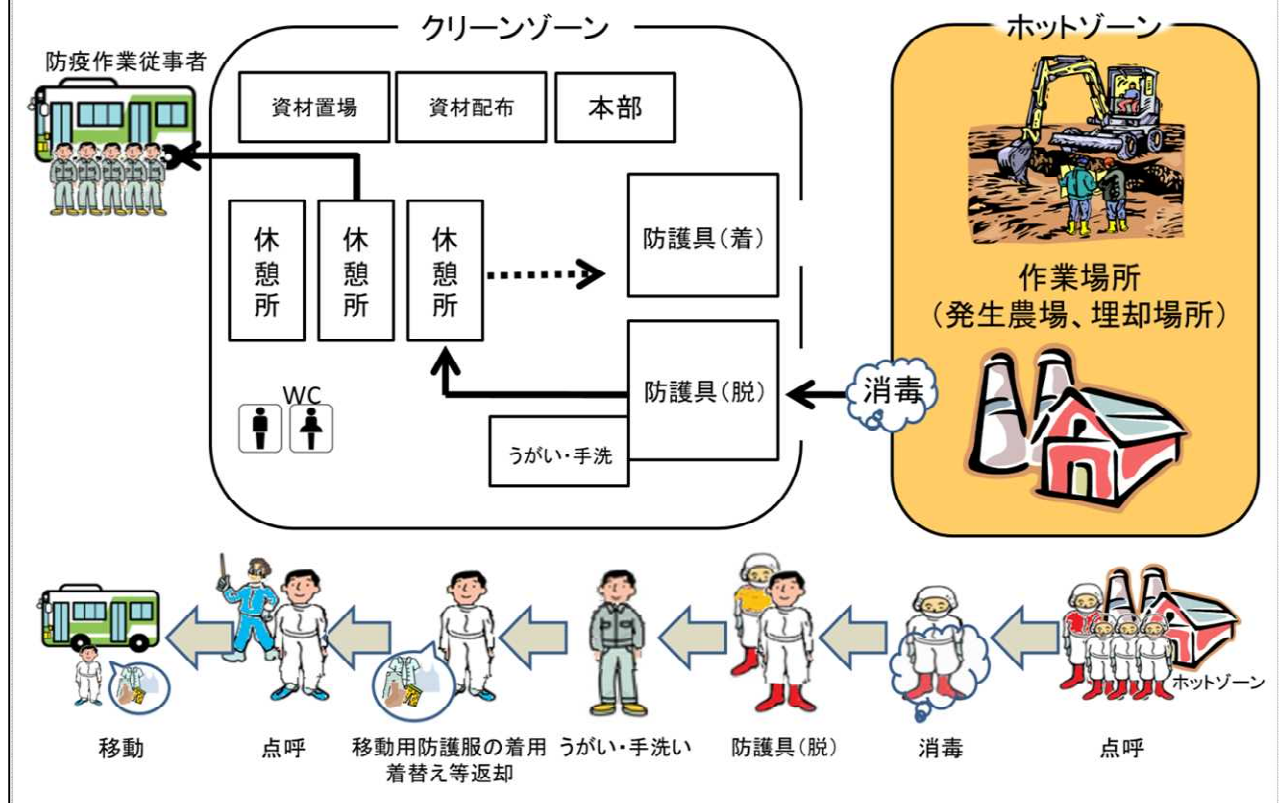
#### 防護服の装着

防護服着脱係は、防疫作業従事者へ防護服等の装着補助及び指導を行う。

#### ホットゾーンへの移動指示

クリーンゾーンの総括は、防疫作業従事者の防護具装着を確認後、ホットゾーンへ移動するよう指示し、B - S A T等は、班ごとに防疫作業従事者を点呼後、ホットゾーンへ誘導する。

## クリーンゾーンイメージ図（防疫作業終了後）



### (5) クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の休憩時、防疫作業終了後）

#### 防疫作業従事者の休憩時の対応

防疫作業従事者の休憩開始時に以下のア～ウ、休憩終了時に(4)の～を実施する。

#### ア 防疫作業従事者の受入準備

クリーンゾーンの総括は、防疫作業従事者の受入準備を指示する。

#### イ 防疫作業従事者の誘導

調整係は、防疫作業従事者の靴底及び外装の消毒済みを確認後、クリーンゾーンへ誘導する。

#### ウ 防護具の脱衣

防護具着脱係は、防疫作業従事者の防護服等の脱衣の補助及び指導を行う。また、脱衣後、防疫作業従事者の手指の消毒、洗顔及びうがい等を指示する。

#### 防疫作業終了後の対応

のア～ウを実施後、以下のア～オを実施する。

#### ア 防疫資材の回収

資材・機材係は、長靴からサンダルへの履き替えを指示し、脱衣後の防護具(マスク、手袋、長靴、防護服等)を回収し、廃棄又は消毒を行う。

#### イ 移動用防護服の配布等

資材・機材係は、防疫作業が終了した防疫作業従事者に集会場へ移動用の防護



服を配布し、着用を指示する。

ウ 集会場へ移動指示

クリーンゾーンの総括は、防疫作業従事者の点呼後、集会場へ移動するよう指示する。また、調整係は、集会場（バス乗車場）まで防疫作業従事者を誘導する。

エ 初動防疫作業終了後の作業場の撤収

初動防疫作業終了後、防疫作業支援者は、クリーンゾーンの総括の指示の下、クリーンゾーンの撤収作業を行う。

オ 防疫作業支援者の集会場への移動

防疫作業支援者は、撤収作業終了後、クリーンゾーンの総括の点呼を受け、集会場へ移動する。

(6) 集会場への報告事項

クリーンゾーンの総括は、農場内外の作業状況を把握し、その進捗状況を1.5時間ごとに集会場の総括に報告する。

**【留意事項 23】長靴の配布場所について**

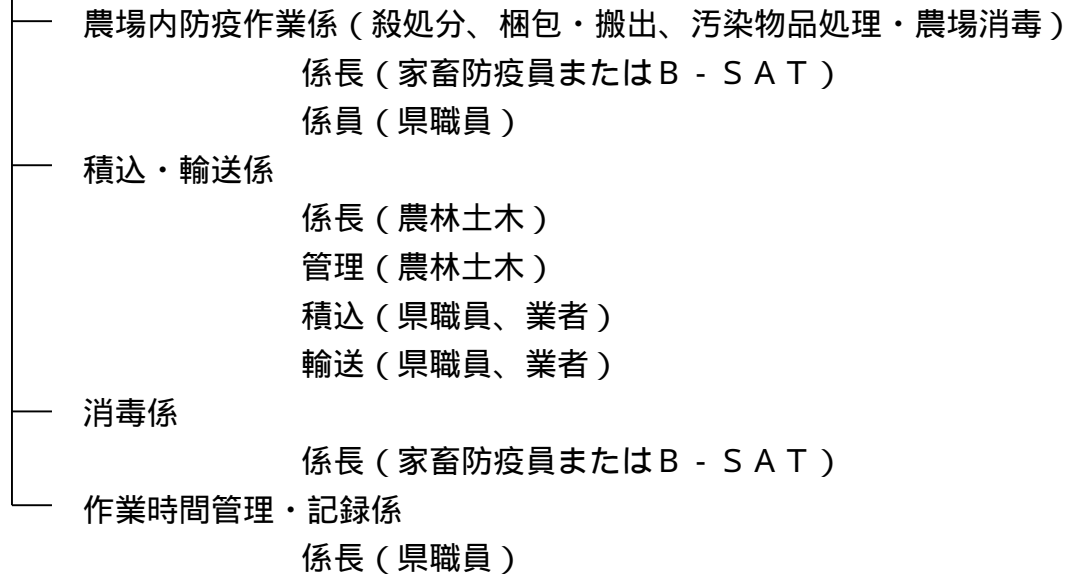
の1の規定により、防疫作業従事者への長靴の配布場所は、当該家保と当該振興局で相談のうえ、クリーンゾーンから集会場に変更しても構わない。ただし、発生規模が大きい場合や発生が相次いだ場合は、ホットゾーン内で使用した長靴は、洗浄・消毒のうえ、再度使用する必要があるため、洗浄・消毒後の長靴をクリーンゾーンから集会場に運搬する作業が新たに発生することに留意すること。

## 5 ホットゾーン（発生農場）内の作業

### （１）組織体制

総括（家畜防疫員（獣医師））

副総括（県職員、B - S A T）



### （２）事務分掌

総括

ア ホットゾーン内の調整

イ 防疫作業従事者の休憩、交替等の時期等について、クリーンゾーンの総括との連絡調整

ウ 死体及び汚染物品の埋却地への輸送等について、埋却地作業場の総括との連絡調整

副総括

総括の補佐及び総括不在時の代行

農場内防疫作業係

係長は、各作業者に対し、以下の作業について指導・監督

ア と殺作業

豚等の捕獲、と殺、運搬

イ 梱包・搬出作業

（ア）と殺豚等の数量確認

（イ）と殺豚等の梱包及び輸送用トラックへの積み込み補助

（ウ）輸送用トラックの病原体拡散防止措置

ウ 汚染物品処理・農場消毒作業

汚染物品の処理、農場内の消毒

積込・輸送係

ア 梱包されたと殺豚等の輸送用トラックへの積み込み

イ 梱包されたと殺豚等の埋却地までの輸送

## 消毒係

- ア 農場出入り口での車両及び人の消毒
- イ 動力噴霧器等の消毒設備の管理
- ウ 消毒用水の確保

## 作業時間管理・記録係

- ア 発症豚等の畜舎内等における位置（場所）や羽数等の記録
- イ 発症豚等の写真撮影
- ウ と殺頭数の記録（死亡豚等を含む）
- エ と殺の対象となる代表的な個体の写真撮影（豚等評価額の算定の参考資料）
- オ 防疫作業従事者の農場内での作業時間の管理
- カ 防疫作業の写真撮影等

### 【留意事項 24】汚染物品の範囲について

発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、焼却又は埋却する。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

- 1 精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）
- 2 豚等の排せつ物等
- 3 敷料
- 4 飼料
- 5 その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

### （ 3 ）ホットゾーン（発生農場）内の作業

#### 点呼・作業内容説明

ホットゾーンの総括は、各係長を集め、連絡体制及び具体的な作業内容とその進め方について、打合せを行う。各係長は、防疫作業従事者の点呼後、各防疫作業従事者に対し具体的な作業を指示する。

#### ビブス・腕章着用

総括、副総括及び各係長はレッドのカラービブスを、総括、副総括及び作業時間管理・記録係は腕章を着用する。

#### 病原体拡散防止措置

ア 農場内防疫作業係は、 の 4 の（ 2 ）の の病原体拡散防止を図るための農場の外縁部及び畜舎周辺への消石灰の散布が終了してない場合、速やかに消石灰の散布を行う。

イ 農場内防疫作業係は、アの作業が終了後、農場の外縁部及び畜舎周辺へ粘着シートを設置する。

## と殺

ア 農場内防疫作業係は、畜舎ごと各班に分かれ各班長の指示に従い、豚等の捕獲、と殺、運搬、梱包、搬出を行う。

イ と殺は、動物福祉に配慮しつつ、と殺の手順例に従い、原則として畜舎内で実施する。やむを得ず畜舎外で実施する場合は、ウイルスの拡散防止のため死体処理場所の選定に配慮する。

ウ と殺に当たっては、防疫作業従事者の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、豚等の所有者、防疫作業従事者等の心情にも十分に配慮する。

### と殺頭数の記録及び埋却地または焼却場への輸送

作業時間管理・記録係は死体の頭数を記録する。この際、ガス殺によると殺を行った場合はフレコンバッグの数やフレコンバッグ1袋当たりの頭数から死体の頭数を数え、記録する。

積込・輸送係は、ホットゾーン（発生農場）の総括の指示に従い、作業時間管理・記録係が数えた死体等を輸送用トラックに積み込むとともに埋却地等まで輸送する。

ホットゾーン（発生農場）の総括は、死体等の埋却地等への輸送に関し、ホットゾーン（埋却地）の総括と調整し、各係に指示する。

### 汚染物品の処理・農場消毒・点呼

農場内防疫作業係は、死体の搬出作業終了後、畜舎内外に残った汚染物品を焼埋却するための搬出作業を行う。その後、畜舎内の消毒、消石灰散布などの方法により農場敷地内の消毒を行う。

なお、ホットゾーンの各係長は、農場消毒作業前後において防疫作業従事者の点呼を行い、総括に報告する。

### 農場出入口の消毒

消毒係は、動力噴霧器等を用い、防疫作業従事者の靴底及び外装並びに出入りする車両の消毒を行う。

### 防疫作業従事者の作業時間の管理

作業時間管理・記録係は、防疫作業従事者の作業時間及び休憩時間をグループごとに管理する。

## 【留意事項 25】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備、周辺環境（周辺農場数、豚等の飼養密度等）等を考慮の上、患畜又は初発の疑似患畜が確認された豚舎及びその周辺豚舎で飼養されている豚等、臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。

## と殺の手順例

### ガス殺

(哺乳豚・離乳豚) 目安体重：出生～30kg

(ア) 捕獲

哺乳豚及び離乳豚を捕獲し、厚手のビニール袋を挿入したポリバケツへ投入する。その際、豚の大きさを考慮し、投入頭数を調整する。

(イ) ガス殺

スノーホーンをビニール袋の隙間から入れ、炭酸ガスを約 10 秒間注入する。ガス注入後、豚の行動静止が確認されるまで、密閉状態を維持(約 5 分程度)する。行動静止後、検死を行い、生存が確認された豚については、再度ガスを注入する。

(ウ) 処分豚の運搬

処分豚を畜舎出入口まで運搬する。

(肥育前期豚) 目安体重：30kg～60kg

(ア) 殺処分場所

肥育前期豚をトラックの荷台に移動する。

(イ) ガス殺

荷台上部をシート等で密閉後、炭酸ガスを注入する。行動静止後、検死を行い、生存が確認された豚については、再度ガスを注入する。

### 薬殺

(肥育前期豚) 目安体重：30kg～60kg

(ア) 殺処分場所

基本的に肥育前期の豚は、畜舎内の各豚房で殺処分を行う。

(イ) 追い込み

コンパネ等を用い、豚房内の一区画に豚を追い込む。

(ウ) 保定・薬殺

10ml 又は 20ml シリンジに薬剤を準備する。保定器で豚を保定後、18G 針またはカテラン針を使用して頸静脈若しくは心臓に薬剤を約 10～20ml 注射する。豚が転倒後、検死を行い、生存が確認された豚については、再度薬剤注入を行う。

(肥育後期豚) 目安体重：60kg～出荷

(繁殖豚・育成豚) 目安体重：120kg～250kg

(ア) 殺処分場所

基本的に肥育後期の豚は、畜舎出入口付近の空きスペースを利用し殺処分場所を確保する。畜舎構造は農場毎に異なるため、最も効率的な場所を選択し対応する。

(イ) 麻酔

必要に応じ、鎮静剤約 5ml を筋肉内注射して沈静状態にする。

(ウ) と殺場所へ移動

鎮静効果（注射後約 10 分後）を確認後、殺処分場所へ移動させる。移動時には、必要に応じてコンパネ等を用い通路を作成する等、豚が逃亡しないよう十分に注意を払う。

(エ) 保定・薬殺

10ml または 20ml シリンジに薬剤を準備する。保定器で豚を保定後、21G 針を使用して耳静脈から薬剤を注入する。または、豚の大きさに応じて 18G 針及びカテラン針、ベニユーラ針を使用して頸静脈若しくは心臓に薬剤を約 20～60ml 注射する。豚が転倒後、検死を行い、生存が確認された豚については、再度薬剤を注入する。

(種雄豚) 目安体重：250kg～300kg

(ア) 殺処分場所

基本的に種雄豚は、畜舎内の豚房で殺処分を行うが、搬出作業を考慮し、畜舎出入口付近の豚房へ移動する等、最も効率的な場所を選択する。

(イ) 麻酔

鎮静剤約 10ml を筋肉内注射して沈静状態にする。

(ウ) 殺処分場所へ移動

殺処分場所へ移動する場合は、鎮静効果（注射後約 10 分後）を確認後に行う。移動時には、必要に応じてコンパネ等を用い通路を作成する等、豚が逃走しないよう十分に注意を払う。

(エ) 保定・薬殺

10ml または 20ml シリンジに薬剤を準備する。保定器を 2 つ使い、2 人で保定する。必要に応じ、コンパネ等を用い豚房の柵に押しつける等、作業の安全を十分確保する。保定後、21G 針を使用して耳静脈から薬剤を約 20～60ml 注入する。または、カテラン針及びベニユーラ針を使用して頸静脈若しくは心臓に薬剤を注射する。豚が転倒後、検死を行い、生存が確認された豚については、再度薬剤を注入する。

**電殺**

作業効率等から、電殺器による電殺は、他の殺処分の補助的方法として用いる。

(肥育後期豚、繁殖豚・育成豚、種雄豚) 目安体重：60kg～

肥育後期豚及び繁殖豚・育成豚、種雄豚の殺処分において、薬殺が困難な場合は、電殺器を用いて行う。また、電殺器を使用する場合は、電殺場所（柵の中）の作業者は豚へ通電する 1 人のみとし、感電等の事故防止に努める。

(ア) 殺処分準備

電殺器の電源を確保し、豚へ通電する者とスイッチを操作する者で十分な確認を行う。

(イ) 電殺

豚の頭部を左右から挟み、約 10 秒間通電し気絶させる。その後、豚の胸部（心臓部分）を同様にはさみ、死亡するまで通電（約 30 秒間～数分間）する。検死を行い、生存が確認された豚については、再度胸部（心臓部分）へ通電する。

## 電殺と薬殺の併用

(肥育後期豚、繁殖豚・育成豚、種雄豚) 目安体重：60kg～

(ア) 殺処分準備

電殺器の電源を確保し、豚へ通電する者とスイッチを操作する者で十分な確認を行う。併せて、10ml または 20ml シリンジに薬剤を準備する。

(イ) 電殺・薬殺

豚の頭部を左右から挟み、約 10 秒間通電し気絶させる。気絶を確認後、上記の薬殺の項に準じて薬殺を行う。

## 共通作業

(ア) 記録係は、死亡確認後、母豚、種雄豚、肥育豚、子豚等に区分して頭数を正確に記録する。

(イ) ブルーシート等を用い、処分畜等の輸送用トラックへ積込む。

### 豚殺処分方法の比較

項目	薬殺	電殺	ガス殺
難易度	高 注射に慣れた獣医師が必要	中 獣医師以外でも可能	低 獣医師でなくても可能
作業の安全性	中	低	高
精神的ストレス	低	高	中
作業効率性	哺乳・離乳		
	肥育前期		
	肥育後期		
	繁殖豚		
	種雄豚		

参考：2010 年宮崎県口蹄疫発生事例

### 死体、汚染物品の処理・消毒手順例

(ア) 死体、汚染物品の搬出作業は、必要に応じショベルローダー等の重機やフレコンバッグ等の資材を使用する。

(イ) 畜舎内の敷料及び飼料等はゴミ袋やフレコンバック等に詰め埋却場所へ運搬する。

(ウ) 家畜管理用器具類は、金属製用具等を除きフレコンバッグ等に詰め埋却場所へ運搬する。

(エ) 畜舎内の清掃は、上部から下部へ、農場の奥から出口に向かって行い、ブラシ、スコップ等を用い、消毒効果を低減させる糞尿や塵埃等は隅々まで除去する。家畜舎周囲についても同様に清掃を行う。

(オ) 清掃終了後、畜舎内、外周ともに動力噴霧器を用いて、清掃作業と同様に農場の奥から出口に向かって消毒し、更に消石灰を散布する。

(カ) 使用後の重機、機材及び廃棄物等は、十分に消毒し搬出する。

(4) クリーンゾーンへの報告事項

ホットゾーンの総括は、農場内の作業状況を把握し、その進捗状況を 1.5 時間ごとにクリーンゾーンの総括に報告する。

**【留意事項 26】防疫作業従事者の作業時間の管理について**

防疫作業従事者の農場内作業時間は 6 時間以内とする

連続した作業時間は 1 時間以内とし、必ず休憩を取るものとする

**【留意事項 27】と殺の際の注意点について**

(1) 臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。

(2) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。

外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

(3) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

(4) 円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

**【留意事項 28】死体の処理（法第 21 条：死体の焼却等の義務）**

(1) 患畜又は疑似患畜の死体及び汚染物品は、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。

(2) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、畜産振興課は動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずることを決定する。

当該死体を十分に消毒する。

原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。



積み込み前後に車両表面全体を消毒する。

原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

死体を処理する場所まで家畜防疫員もしくは家畜防疫員の指示を受けた者が同行する。

運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

移動経過を記録し、保管する。

( 3 ) 埋却による処理が困難な場合には、畜産振興課は動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを決定する(化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。)。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては( 2 )の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、( 2 )に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、( 1 )の場所に行う。

( 4 ) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。

焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

#### 【留意事項 29】汚染物品の処理(法第 23 条：汚染物品の焼却等の義務)

( 1 ) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺(人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。)において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

精液、受精卵等の生産物(ただし、精液及び受精卵にあつては、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理(汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。)されていたものを除く。)

豚等の排せつ物等

敷料

飼料

その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

- (2) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

積込み前後に車両表面全体を消毒する。

原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

移動経過を記録し、保管する。

- (3) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

### 【留意事項 30】汚染物品の処理の完了について

以下の措置が完了した時点で、畜産振興課は動物衛生課と協議の上、国指針第7の3の(1)の汚染物品の処理が完了したとみなすことができる。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

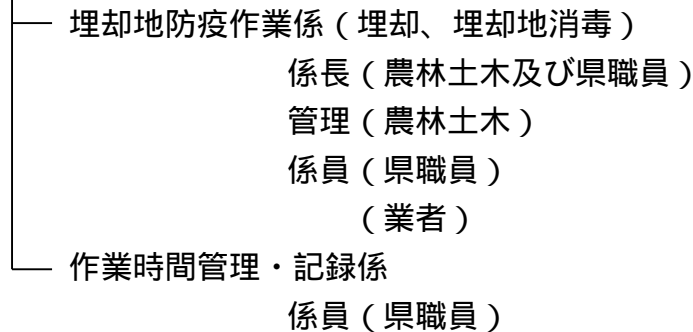
- 1 焼却のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点
- 2 豚等の排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止及び飛散防止措置を徹底した上で、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点
- 3 スラリー、尿及び汚水の場合、消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを0.5%添加し、攪拌後、30分以上経過した時点

## 6 ホットゾーン（埋却地）内の作業

### （１）組織体制

総括（家畜防疫員）

副総括（農林土木、県職員、B - S A T）



### （２）事務分掌

総括

ア 作業場内の調整

イ クリーンゾーン及び埋却地敷地内作業場との連絡調整

副総括

ア 総括の補佐及び総括不在時の代行を実施

埋却地防疫作業係

ア 掘削、投入及び埋戻しの作業並びに埋却作業終了後の敷地内の消毒

作業時間管理・記録係

ア 投入した頭数及びフレコンバッグの袋数の記録

イ 防疫作業従事者の埋却地内での作業時間の管理

ウ 防疫作業の写真撮影等

### （３）埋却地の防疫作業

埋却作業については、「大分県特定家畜伝染病時 埋却処分に関するマニュアル」により実施する。また、作業時間管理・記録係は、投入した頭数やフレコンバッグの袋数を記録する。

### （４）防疫作業従事者の作業時間の管理

作業時間管理・記録係は、防疫作業従事者の作業時間及び休憩時間を管理する。

### （５）報告事項

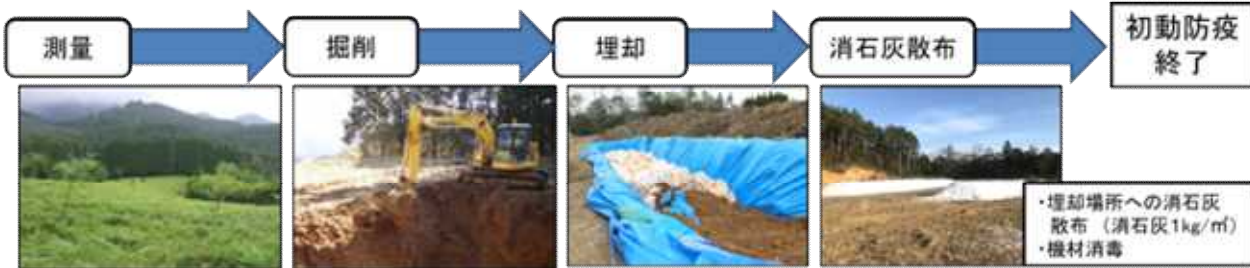
埋却地の総括は、作業の進行に応じ、クリーンゾーンの総括へ進捗状況等について1時間ごとに報告する。

# 豚熱発生農場の初動防疫作業イメージ図

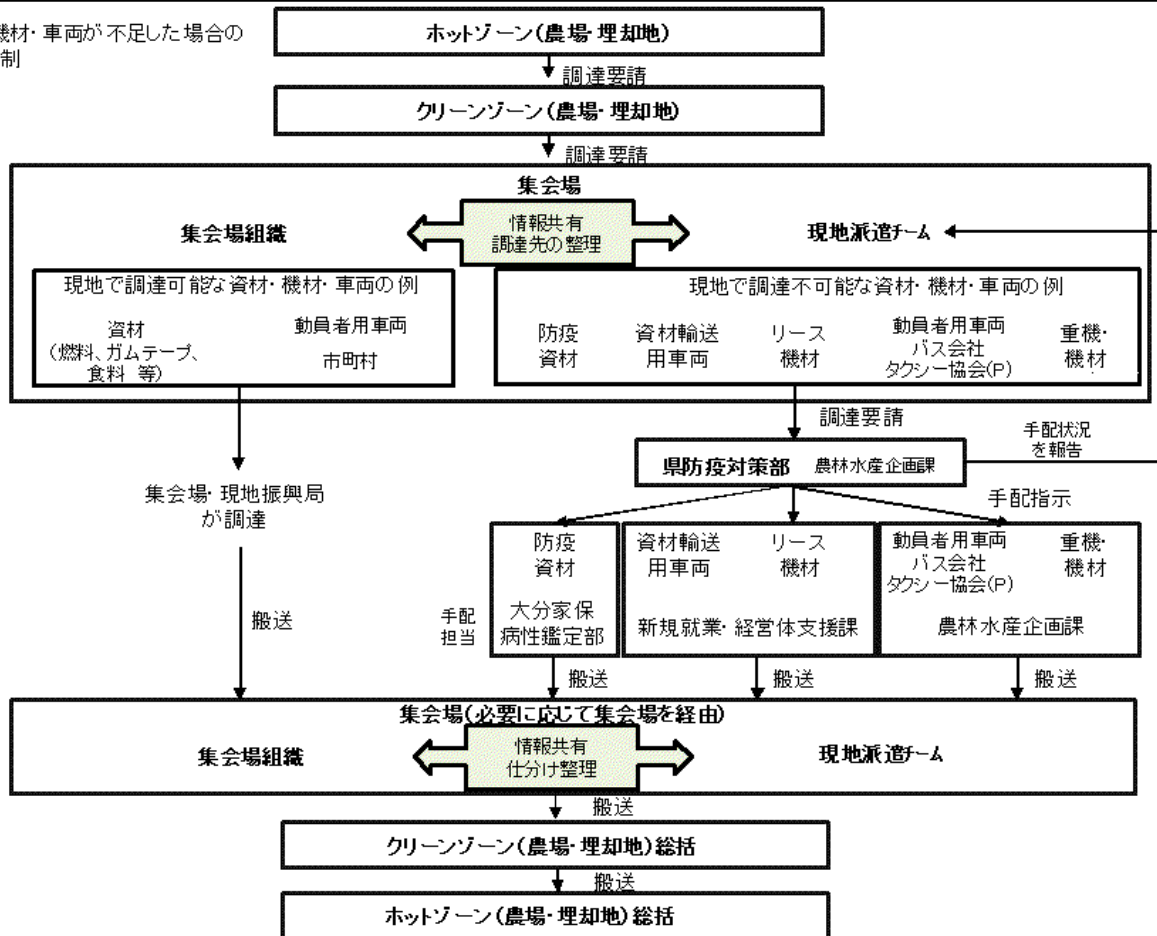
## 発生農場



## 埋却地(敷地外)



資材・機材・車両が不足した場合の連絡体制



**【留意事項 31】埋却地が発生農場から離れた場所にある場合の対応について**

埋却地が発生農場から離れた場所にある場合、発生農場のクリーンゾーンと同様に埋却地のクリーンゾーンを設営・運営する。

クリーンゾーンの死体等輸送監視係（家畜防疫員でなくても可）は、死体等輸送用トラックに同行する。

死体等の輸送に係る連絡体制

ホットゾーン（農場） クリーンゾーン（農場） クリーンゾーン（埋却地）

ホットゾーン（埋却地）

ア クリーンゾーン（農場）の総括は、死体等輸送用トラックが埋却地へ出発する際に随時報告する。

イ ホットゾーン（埋却地）の総括は、発生農場からの死体輸送用トラックが到着した際に随時報告する。



特定家畜伝染病発生に伴う埋却作業

**7 ホットゾーン内の負傷者等に対する対応について**

**(1) 連絡体制**

と殺や埋却等の防疫作業中に負傷者等が発生した場合、ホットゾーンの総括は、

負傷者等の状況や救急搬送の要否等について、クリーンゾーンの総括に連絡する。

クリーンゾーンの総括は、負傷者等の発生を集会場の総括に報告する。

集会場の総括は、現地防疫対策部長及び現地派遣チームと情報共有するとともに、現地対策本部へ連絡する。また、集会場の総括は、必要に応じて、最寄りの病院や夜間・休日の当番医等に連絡し、応急処置の助言を求めるとともに、ホットゾーンの総括と直接連絡を取り、応急処置等について指示する。

現地派遣チームは、負傷者等の発生について県総合対策本部へ報告する。また、負傷者の状態や対応状況等について、集会場総括と情報共有を図り、必要に応じ県総合対策本部へ経過報告を行う。

## (2) 負傷者等の処置

救急要請が必要な場合

(ホットゾーン 病院)

ア ホットゾーンの副総括が、直ちに専用携帯電話から 119 番通報し救急要請する。また、救急隊からの状態確認等のための電話に備え、常に携帯電話がつながる状態にしておくとともに、その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く。また、集会場の救護係は、必要に応じて、負傷者等に対応する。

イ クリーンゾーンの総括は、資材・機材係等に指示し、救急隊員を農場の出入口（衛生管理区域外）まで誘導する。必要に応じ、救急隊員は、防護服、ゴーグル、マスク、長靴を着用する。

ウ ホットゾーンの総括は、防疫作業従事者に指示し、農場の出入口（衛生管理区域内）で待機させ、救急車（救急車の乗り入れが困難な場合は救急隊員）を負傷者の場所へ誘導する。

エ 救急隊の到着後は、その指示に従い、負傷者を搬送する。

オ 救急隊員は、救急車に乗車する際、必要に応じ着用した防護服等を脱ぎ、靴底の消毒を行う。

カ 救急車がホットゾーンから出る際は、農場の出入口で車両消毒を行う。

救急要請が不要な場合

(ホットゾーン クリーンゾーン 集会場 病院又は自宅)

ア ホットゾーンの総括は、負傷者等に対し、クリーンゾーンへ戻るよう指示し、必要に応じて介助者を付ける。介助は、農場の出入口（衛生管理区域内）までとする。

イ クリーンゾーンの総括は、負傷者等の受入準備を指示するとともに、必要に応じて資材・機材係等を農場の出入口（衛生管理区域外）に向かわせ、負傷者等をクリーンゾーンに搬送する。

ウ 負傷者等の受入後は、4の(5)のイからウ及びのアからイに準じて、靴底や外装の消毒、防護服の脱衣等を行う。

エ クリーンゾーンの総括は、負傷者等の状態を見ながら、集会場へ移動させる。また、調整係は移動に必要な車等を手配する。

オ 集会場の総括は、負傷者等を受け入れ、必要に応じて、医師の診察を受けるよう指示するとともに、振興局へ負傷者等の状態を報告する。また、集会場の救護係は、必要に応じて、負傷者等に対応する。

カ 負傷者等は体調の良否を自身で判断し、受診か帰宅をする。

### (3) 防護服が破損した場合の対応

防疫作業従事者がホットゾーン内の作業中に防護服やマスク等を破損した場合は、新しいものに交換しなければならない。その際、当該防疫作業従事者は、ホットゾーンの総括にその旨報告し、クリーンゾーンへ戻り、4の(5)に準じて防護服等を脱ぎ、4の(4)に準じて再度防護服等を着用する。

## 8 消毒ポイントに係る作業

### (1) 制限区域に係る消毒ポイントの設置について

#### 消毒ポイントの選定及び決定

畜産振興課(家畜防疫対策班)は消毒ポイント設置素案を作成し、畜産技術室(耕畜連携推進班)に提出する。畜産技術室(耕畜連携推進班)は、消毒ポイント設置素案を基に土木建築部道路保全課、県警察本部警備運用課、交通規制課と連携し、以下を考慮の上、各消毒ポイント設置場所の候補地を選定し、県総合対策本部に報告する。

ア 設置場所は、国指針に基づき各制限区域(移動・搬出)付近の幹線道路沿いに設置すること。

イ 大型車両の誘導、停車可能スペースが確保できること。

ウ 設置場所の地権者の同意を得られること。

エ 深夜の作業による騒音等、周辺住民の理解と同意を得られること。

オ 消毒薬の散逸による周辺環境への影響を考慮すること。

カ 水・資材の確保が容易なこと。

キ 道路網の状況

ク 一般車両の通行量

ケ 畜産関係車両の通行量

コ 山、河川等による地域の区分

#### 消毒ポイント設置場所の現地確認

土木事務所は の消毒ポイント設置場所の現地確認を行い、結果を道路保全課に報告する。また、道路保全課は現地確認の結果を畜産技術室に報告する。

#### 消毒ポイントの決定

畜産技術室は の結果から、消毒ポイントを決定するとともに、管内に消毒ポイントの設置がある振興局に通知する。

#### 設置に係る手続き

現地対策本部(現地防疫作業支援チーム)は、警察署等の協力の下、消毒ポイントの設置場所について、道路の占用許可及び使用許可に係る手続きを行う。



## 業務委託契約

畜産技術室（耕畜連携推進班）は、ペストコントロール協会等へ協定に基づき消毒ポイントの運営を要請するとともに業務委託契約を締結する。

### 資材・機材の搬送、設置

ア 農林水産研究指導センター(豊後大野市)は、地域農業振興課の指示により、豊後大野家保に備蓄する消毒ポイント資材（看板）等を速やかに運搬する。

イ 振興局（発生地及び発生地以外の振興局）は、畜産技術室（耕畜連携推進班）の指示の下、各消毒ポイントへ各家保から必要な資材・機材（動力噴霧器、タンク、消毒液等）を運搬し、前述の消毒ポイント資材・機材を設置し、作業場の設営を行う。

### 消毒ポイントの運営

消毒ポイントは、ペストコントロール協会が運営するが、消毒ポイント設置後、当該協会が到着するまでの間は、振興局（発生地及び発生地以外の振興局）が運営する。

### 消毒ポイントの管理

振興局（現地防疫作業支援チーム）は、ペストコントロール協会が運営する消毒ポイントの運営を支援する。

ア 不足資材（様式、消毒薬等）の補充

イ 消毒用水の確保

## （２）緊急消毒ポイント

### 消毒ポイントの選定及び決定

B - S A Tは、発生農場周辺（当該農場から概ね半径 1 km の範囲内。発生農場出入口を含む。）で、まん延防止を図る上で有効な場所に緊急消毒ポイントを設置し、速やかに消毒を開始する。

### 設置に係る手続き

必要に応じて、振興局は、警察署等の協力の下、緊急消毒ポイントの設置場所について、道路の占用許可及び使用許可に係る手続きを行う。

### 管理運営について

ア 緊急消毒ポイントの設置に必要な資材は、原則、当該家保から各緊急消毒ポイントへ輸送する。

イ 設置後の管理は、振興局が家保と連携し、連絡調整や不足資材の調達等を行う。

ウ 運営については、B - S A Tと県職員で行うが、必要に応じて市町村等に移管する。

## （３）運送業者等への協力要請

畜産技術室（耕畜連携推進班）は、事前に飼料会社、県運送業協会等に、消毒ポイントを経由して消毒を受けるよう協力を要請する。

## （４）対象とする車両

以下に示す畜産関係車両及びその他の車両を対象とする。

畜産関係車両

- ア 豚等の生体等（加工処理体も含む）輸送車両
- イ 飼料輸送車両
- ウ 精液等輸送車両
- エ 堆肥運搬車両 等

その他の車両

- ア 防疫資材等を各作業場へ運搬する車両
- イ 病原体に汚染されている可能性のある車両 等

### 消毒ポイント設置イメージ図

The diagram illustrates the layout of a disinfection point. It shows a road with an '入口' (Entrance) and '出口' (Exit). On the left side of the road, there are four signs indicating distances to the disinfection point: '1km先', '500m先', '300m先', and '100m先'. A yellow sign with a red arrow points towards the entrance, labeled '畜産関係車両専用'. On the right side, there are four signs indicating distances from the disinfection point: '100m先', '300m先', '500m先', and '1km先'. A yellow sign with a red arrow points away from the exit, labeled '畜産関係車両専用'. In the center, there is a disinfection station with a worker in a white protective suit and mask. An inset photo shows a green truck being disinfected by a worker in a blue protective suit.

<1消毒ポイント当たりの看板セット(自立式)>

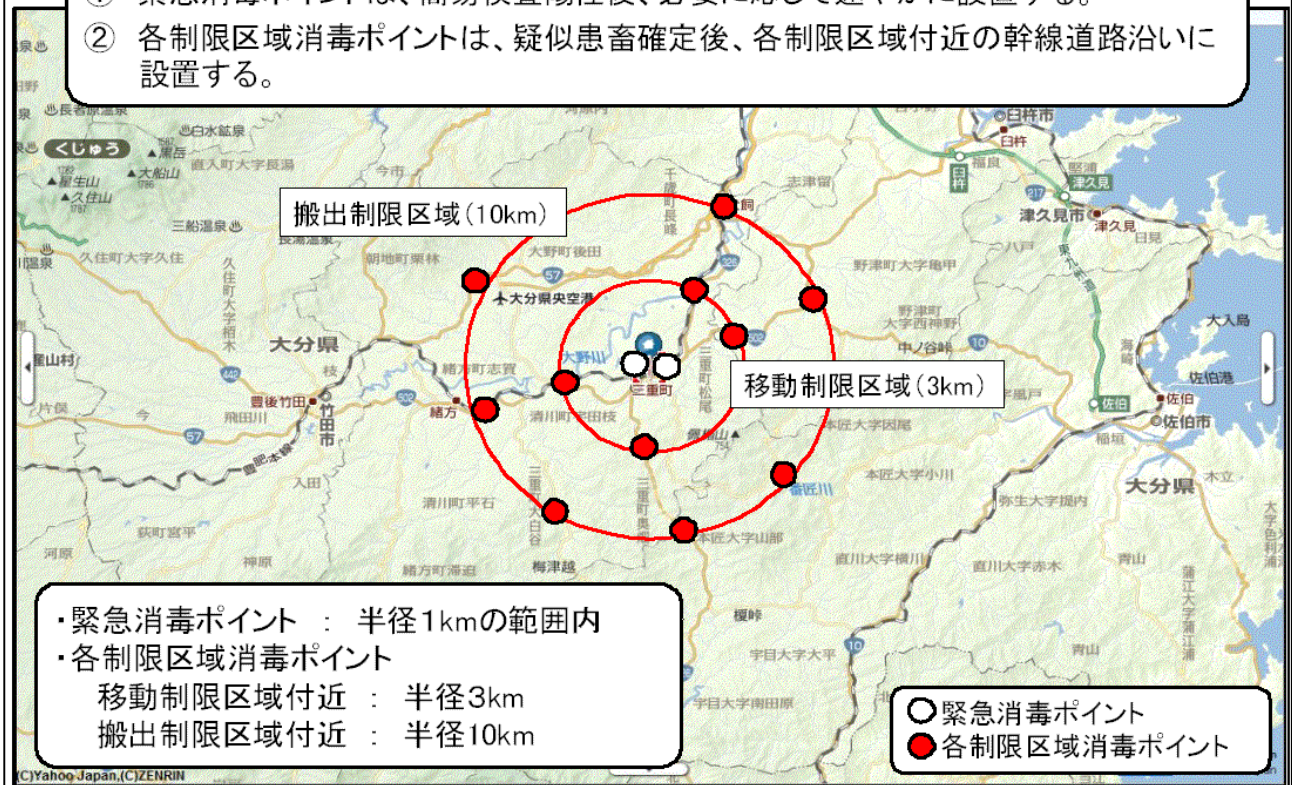
・看板「1km先消毒ポイント」	2枚	・看板スタンド	12個
・看板「500m先消毒ポイント」	2枚	・看板ウエイト	12個
・看板「300m先消毒ポイント」	2枚	・看板LEDライト	8個
・看板「100m先消毒ポイント」	2枚		
・看板「畜産関係車両専用消毒ポイント」	2枚		

<消毒用資機材>

- ・動力噴霧器
- ・貯水タンク
- ・防護服 等

## 消毒ポイントの設置

- ① 緊急消毒ポイントは、簡易検査陽性後、必要に応じて速やかに設置する。
- ② 各制限区域消毒ポイントは、疑似患畜確定後、各制限区域付近の幹線道路沿いに設置する。



## 9 疫学調査

### (1) 調査の実施方法

当該家保は、の2の(7)の現地調査票(国指針様式7)により収集した疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染したおそれのある豚等(以下「疫学関連家畜」という。)を特定するための疫学調査を実施し、調査内容を畜産振興課に報告する。

### (2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の から までのいずれかに該当する豚等であることが明らかとなったものは、畜産振興課は動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立入り又は聞き取りにより確認する(移動制限区域に含まれている場合を除く。)

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から28日を経過した後に、必要な検査を行う。

なお、家保は、疫学関連家畜を飼養する農場の豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、28日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

病性等判定日から遡って 11 日以上 28 日以内に患畜と接触した豚等

病性等判定日から遡って 11 日以上 28 日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等

留意事項 15 の（ 2 ）の から までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等

その他、病性等判定日から遡って 28 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から 7 日以内に他の農場の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の豚等や車両がと畜場等において発生農場からの出荷豚等や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある豚等が飼養されている当該他の農場の豚等

### （ 3 ）疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、（ 2 ）で疫学関連家畜と判断されてから、（ 2 ）の検査で陰性が確認されるまで、法第 32 条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

生きた豚等

採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

豚等の死体

豚等の排せつ物等

敷料、飼料及び家畜飼養器具

### （ 4 ）移動制限の対象外

（ 3 ）の移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に実施されている場合等については、畜産振興課は動物衛生課と協議の上、特定の場所へ移動させることができる。

## 【留意事項 32】疫学調査に関する事項

- 1 家保は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。）、その他豚熱ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。
- 2 このため、家保は、関連事業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日頃から複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 畜産振興課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項に基づき実施すること。報告徴求において、都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

### （ 1 ）特定症状の有無

- ( 2 ) 死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、 死亡豚等の位置（豚舎名及び豚房の位置）、 日齢又は体重、 死亡した原因として考えられること
- ( 3 ) 死産した子豚（出生した子豚）の頭数
- ( 4 ) 分娩した子豚（出生した子豚）の頭数
- ( 5 ) 異常産した母豚の頭数
- ( 6 ) 農場から出荷した豚等の頭数
- ( 7 ) 農場に導入した豚等の頭数
- ( 8 ) 死亡豚等の同居豚等の臨床所見

## 10 畜舎の消毒作業

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。

消毒は、高圧蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

### 【留意事項 33】と畜場等における発生時の防疫措置について

と畜場、家畜市場等において異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、農場と同様の防疫措置を講じること。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1 回以上実施すること。

## 11 畜舎等における殺鼠剤等の散布

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や殺鼠剤等の散布等を行う。

## 制限区域内の周辺農場の検査

### 1 発生状況確認検査

制限区域内にある農場を管轄する家保は、当該市町村と連携し、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に、下記区分の豚等飼養農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、次により検査を実施する。

#### （1）臨床検査

移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、1の（1）に掲げる臨床症状の有無について確認する。

#### （2）血液検査、抗原検査及び血清抗体検査

（1）の際、畜産振興課と協議のうえ、少なくとも30頭（各畜舎から無作為に少なくとも5頭。畜舎が複数ある場合は全ての畜舎から採材。）について、血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）、抗原検査（遺伝子検出検査、ただし、死亡した豚等については扁桃等を用いた蛍光抗体法）及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

#### 【留意事項 34】発生状況確認検査の実施を省略できる場合

発生状況確認検査について、密集地域の複数の農場で短期間に発生が連続し、防疫措置及び疫学調査に支障が生じる場合には、既に発生状況確認検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、畜産振興課は動物衛生課と協議のうえ、新たな検査の実施を省略することが可能である。

### 2 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後17日が経過した後に、1の（1）と同様の検査を行う。

#### 【留意事項 35】清浄性確認検査の実施日について

発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで17日以上要すると考えられる場合は、畜産振興課は清浄性確認検査の実施日を30日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める。

#### 【留意事項 36】豚熱ワクチン接種区域において豚熱が発生した場合の発生状況確認検査及び清浄性確認検査の実施について

豚熱ワクチン接種区域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合及び接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合は、畜産振興課は発生状況確認検査及び清浄性確認検査の実施について、動物衛生課と協議する。

### 3 検査従事者の遵守事項

1及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日以上経過していること。ただし、発生農場でのバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。
- (2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防護具を着用して畜舎に立ち入ること。また、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- (3) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 立ち入った農場の豚等について、1又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農家の豚等が患畜又は疑似患畜のいずれにも当たらないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

### 4 作業の流れ

- (1) 患畜又は疑似患畜決定後、当該家保は当該市町村と調整し、調査対象農場リスト(農場名、住所、電話番号、経営形態、畜舎数、飼養頭数、採材検体数)を作成するとともに、必要資材・動員数の試算及び巡回計画(班編成、集合場所・時間、巡回農場との時間調整等)を作成し、畜産振興課へ報告する。
- (2) 畜産振興課は、調査対象農場を大分家保病性鑑定部へ連絡する。  
また、巡回計画において家畜防疫員が不足している場合は、他の家保と調整し動員を要請する。
- (3) 大分家保病性鑑定部は、調査対象農場リストを基に、検体材料の受入れ及び各検査の準備を行う。
- (4) 巡回計画をもとに、家畜防疫員等は農場立ち入りし、検査材料の採材を行う。また、農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、不十分な点について改善が図られるよう豚等の所有者に伝える。なお、農場立入り時には、車両等の消毒を十分

行い、病原体の拡散防止に努める。

- (5) 家畜防疫員等は、採材した検査材料を大分家保病性鑑定部へ搬入するとともに、臨床検査結果について畜産振興課へ報告する。
- (6) 大分家保病性鑑定部は、検査材料を受領後直ちに検査を開始する。検査結果については取りまとめの上、畜産振興課へ報告する。
- (7) 畜産振興課は、検査結果を農水省へ報告するとともに、動物衛生課と協議の上、制限区域を解除する。

## 5 野生いのししにおける感染確認検査

畜産振興課は、森との共生推進室を通じて、猟友会等の関係者に対して、少なくとも28日間、発生農場から半径10km以内の区域において死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししを捕獲した場合には、管轄家保に連絡すること及びこれらの野生いのししからの検体の採材に協力することについて依頼する。特に、半径3km以内の区域については採材を積極的に実施するよう依頼する。なお、予防的ワクチン接種の状況等によっては、実施期間の「少なくとも28日間」については、動物衛生課と協議の上、短縮することができる。

### 【留意事項 37】制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、畜産振興課は動物衛生課と協議の上、解除する。

#### 1 移動制限区域

(1) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了(法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒(1回目)が完了していることをいう。以下同じ。)後17日(発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで17日以上要すると考えられる場合は、30日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日)が経過した後に実施するガイドラインの 2 の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

(2) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

#### 2 搬出制限区域

1の(1)で行うガイドラインの 2 の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。



## 移動及び搬出制限の対象外

全ての家保は、患畜又は疑似患畜決定後、直ちに管内の6頭以上の豚等所有者等に対し、移動制限の実施について通知するとともに、振興局と協力の上、移動及び搬出制限による影響について以下の調査をする。また、6頭未満の豚等所有者においても市町村を通じ、同様の通知及び調査を行う。

### 1 制限の対象外の申請について

- (1) 家保は、制限区域内外の対象となる豚等所有者等に対し、飼養する豚等の出荷先、今後の出荷予定について調査を行い、畜産振興課に報告する。
- (2) 畜産振興課は、動物衛生課と制限対象外措置の適用について協議を行い、家保に指示をする。
- (3) 家保は、2の(1)～(6)の移動・搬出制限の対象外について、国指針で定められた要件を満たす処置を行い、移動手段やルートなどを確認したうえで、飼養者の制限対象外措置を畜産振興課に報告する。
- (4) 畜産振興課は、動物衛生課あてに制限対象外措置申請を行う。
- (5) 制限対象外措置が認められた場合、家保から豚等所有者等あてに通知する。

### 2 移動・搬出制限の対象外の概要

- (1) 移動制限区域内の豚等のと畜場へのお荷
- (2) 搬出制限区域内の豚等のと畜場へのお荷
- (3) 制限区域外の豚等のと畜場へのお荷
- (4) 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動
- (5) 制限区域外の豚等の死体の処分のための移動
- (6) 移動制限区域外の家畜等の通過

### 3 制限の対象外措置適用後の遵守事項

家保は、制限の対象外措置適用後、当該農家及び施設に対して国指針で定められた事項を遵守するよう指導する。

区域		豚等 (農場 と畜場)	死体、排せつ物、敷料等 (農場 化製処理等)
出荷元	出荷先		
移動制限	移動制限		
	搬出制限	×	
	区域外	×	
搬出制限	移動制限	×	
	搬出制限		
	区域外		
区域外	移動制限		
	搬出制限		
	区域外		

:条件なしで移動可能  
 :条件付き(検査不要)で移動可能  
 :条件付き(検査必要)で移動可能  
 ×:移動不可

## 豚等の再導入

### 1 家畜防疫員による農場立入

#### (1) 対象農場及び豚舎

豚等の再導入を予定する農場及び農場内の全ての豚舎

#### (2) 実施時期

最初の導入予定日の1ヶ月前以内

#### (3) 確認内容

農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回(防疫措置の完了時の消毒を含む。)以上実施していること。

農場内の飼料、豚等の排せつ物等に含まれる豚熱ウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。

飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

### 2 モニター豚の導入及び検査

#### (1) 実施時期

1の(3)の検査が全て陰性であることを確認後

#### (2) モニター豚の導入

再導入を予定する豚等所有者は、モニター豚を準備する。

モニター豚は、1豚舎当たり30頭以上配置する。(配置については豚舎内で隔たりにくいよう、動物衛生課と協議のうえ配置する。)

豚等所有者は、モニター豚を導入後、毎日臨床観察を行い、異状を認めた際には直ちに家保に届け出る。

#### (3) モニター豚検査

実施時期 : モニター豚を導入した日から14日後

検査内容 : 臨床検査、遺伝子検査

### 3 家畜防疫員の指導事項等

家畜防疫員は、再導入を予定する豚等所有者に対し、初回の再導入の際は、段階的に導入するよう指導する。

また、移動制限区域解除後、少なくとも3ヶ月間、立入による臨床検査を行い、監視を継続する。

### 【留意事項 38】モニター豚検査で陽性となった場合の対応

- (1) モニター豚検査で陽性となった場合、本病の発生として扱わない。
- (2) 検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちにモニター豚の全頭をと殺、汚染物品等の処理、農場内の洗浄・消毒を再び実施する。

## 4 豚等の再導入に係る環境検査（ワクチン接種区域内の農場に限る）

ワクチン接種区域の農場が豚等を再導入する際には、原則として、ワクチン接種豚等を導入することとし、ワクチン非接種豚等を導入する場合は、導入後、直ちにワクチンを接種することとする。

ただし、ワクチン接種豚等では農場内の清浄性を確認できないため、次により環境検査を実施した後、豚等を導入する。

### (1) 環境検査の実施方法

#### 検査材料の採取場所

ア 豚舎（豚房、床、餌槽、水槽、柵、換気扇、側溝等）

イ 堆肥舎

ウ 飼料置き場、飼料

エ 死亡豚等保管場所

オ 長靴、給餌用・糞出し用一輪車の車輪と取手、豚の豚舎間移動用のカゴ、糞出し用スコップ等の豚の飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

#### 検体数

各豚舎 10 か所（陽性豚舎については、重点的に採材する必要があるため 50 か所）、その他（堆肥舎等）50 か所程度採材する。

#### 検査方法

ア P B S で濡らしたガーゼ等で採材場所を拭き取り、遺伝子検出検査を実施。

イ 採材は、豚を導入する直前の状態にし、消石灰等の消毒薬が検体に入らないようにする。

ウ 拭き取り後のガーゼ等は P B S 入り遠心管に懸濁し、P B S から遺伝子検出検査用の遺伝子を抽出する。

遺伝子検出検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別の P C R 検査で判定する。

個別の遺伝子検出検査で陽性となった検体は、感染性の有無を確認するため、ウイルス分離を実施する。

### (2) 環境検査で陽性になった場合の対応

環境検査においてウイルス分離が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

### (3) なお、家畜防疫員は、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて農場に指導するとともに、万が一の発生に備え、迅速に防疫措

置を行える体制の確保に努める。

## 発生農場の手当金及び出荷制限等に係る農場の損失補償について

全ての家保は患畜又は疑似患畜確定後、ただちに管内の豚等所有者等に対し、移動制限の実施について通知するとともに、振興局と協力のうえ、移動及び搬出制限による影響について以下の調査を行い、県防疫対策部に報告する。

### 1 発生農場の手当金について

家保は、発生農場に立入調査を行い、へい殺畜等手当金等交付規定に基づき実施する。

#### (1) 交付対象

家伝法第 58 条及び第 59 条の規定による以下のもの。

患畜、疑似患畜

精液、受精卵、飼料等の汚染物品

焼埋却費用（発生農場豚等所有者等が負担する場合）

#### (2) 必要な書類等

豚等の管理簿等

購入時価格（豚等については導入時日齢も）を確認出来る書類

出荷時の日齢、価格がわかる伝票等

汚染物品等の数量、金額等が確認出来る書類等

概ね過去 3 回出荷分の取引伝票等

焼埋却にかかった費用が確認できる伝票等

家保は豚等の評価に当たり、の 5 の (2) の のエで写真撮影されている代表的な個体を参考に、国指針の別紙 2 に基づき算出する。

### 2 出荷制限等に係る農場の損失補償について

県防疫対策部は、当該家保及び振興局に対し調査を指示する。

家保は、振興局と共に、以下の (1) に示す農場に立ち入り、対象豚等及び対象物品（対象豚等が生産した物品）についての調査を行う。

#### (1) 助成対象

家伝法第 60 条第 2 項及び同法施行令第 10 条に基づく、以下のいずれかに該当するものとする。

制限区域等の対象となる区域内において飼養される対象豚等及び生産物

制限区域等の対象となる区域内において飼養される対象豚等及び生産物であって、当該制限区域等により出荷が制限されたものをいう。

制限区域等の対象となる区域外において飼養される対象豚等及び生産物

制限区域等の対象となる区域外において飼養される対象豚等及び生産物であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。

ア 他の出荷先に出荷された場合

当該制限区域等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合。

イ 出荷遅延の場合

当該制限区域等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかったため、当該制限区域等の期間後に予定出荷先に出荷された場合。

ウ やむを得ず処分された場合

当該制限区域等により出荷予定日以後に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかったことにより、販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合。

( 2 ) 必要な書類等

( 1 ) の各助成措置に必要な書類等を準備すること。

豚等の管理簿等

対象家畜、対象物品を予定出荷先に出荷することが出来なかったことを証明する書類等 ( 取引先との契約書等 )

対象家畜、対象物品の処分がやむを得なかったことを証明する書類等

対象家畜、対象物品が処分されたことを証明する書類等

対象家畜、対象物品を他の出荷先にも出荷することが出来なかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証明する書類等

概ね過去 3 回出荷分の取引伝等

その他、数量、日齢、金額等が確認出来る書類等

3 農家への支援等

当該家保及び振興局は連携し、関係機関の協力の下、対象農家へ必要な支援を行う。

## 野生いのししにおける防疫対応

県内で野生いのししに感染が確認された場合、当該家保は直ちに当該野生いのししが確認された地点の消毒を徹底するとともに、飼養豚で確認された場合に準じて措置を講ずる。ただし、の5の(3)の制限予定区域、の8の制限区域並びにの1の発生状況確認検査及び2の清浄性確認検査は以下のとおりとする。

### 1 制限(予定)区域

畜産振興課は、動物衛生課と協議のうえ、以下の制限(予定)区域を設定する。なお、移動制限区域は、野生いのししにおける浸潤状況等から、豚等への感染リスクが無視できると考えられる場合は、畜産振興課は、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部の解除をする。

#### (1) 移動制限(予定)区域

原則として、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域を移動制限(予定)区域として設定する。ただし、野生いのししにおける感染の確認状況等を考慮し、畜産振興課は動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を拡大もしくは縮小することができる。

#### (2) 搬出制限(予定)区域

設定しない。

### 2 発生状況確認検査及び清浄性確認検査

家保は、移動制限区域内の農場(豚等を6頭以上飼養するものに限る。)に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、遺伝子検出検査及び血清抗体検査を実施する。また、農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、不十分な点について改善が図られるよう豚等の所有者に伝える。なお、農場立入り時には、車両等の消毒を十分に行い、病原体の拡散防止に努める。